Ⅷ 資　料　編

◎　広島県の観光客数の動向

【総観光客数の推移】

（単位:万人）

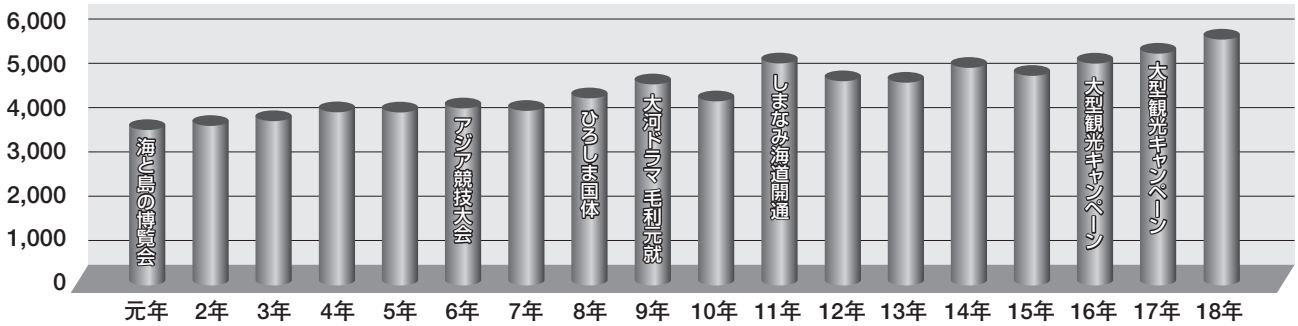

（単位:万人）

区　分	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
総観光客数	**3,758**	**3,827**	**3,964**	**4,046**	**4,022**	**4,316**	**4,259**	**4,542**	**4,742**	**4,520**	**5,098**	**4,844**	**4,804**	**5,061**	**4,976**	**5,098**	**5,556**	**5,799**
対前年比	113.2	101.8	103.6	102.1	99.4	107.3	98.7	106.7	104.4	95.3	112.8	95.0	99.2	105.4	98.3	**102.5**	**109.0**	**104.4**
元年基準の指数	100.0	101.8	105.5	107.7	107.0	114.8	113.3	120.9	126.2	120.3	135.6	128.9	127.8	134.7	132.4	135.7	147.8	154.3

【市町別総観光客数の推移】

（単位:千人）

年 / 市町	14 年	15 年	16 年		17 年		18 年		
			前年比		前年比		13年比	前年比	
広　島　市	10,616	10,626	1.9	10,829	3.1	11,166	7.0	1.4	11,327
尾　道　市	5,142	5,176	0.1	5,179	18.8	6,151	22.9	6.5	6,551
福　山　市	5,903	5,986	△2.3	5,851	5.4	6,167	2.2	1.1	6,234
廿日市市	4,894	5,089	0.5	5,116	2.2	5,228	19.7	3.0	5,383
呉　　市	4,688	3,418	△1.9	3,354	39.7	4,686	43.0	5.6	4,948
三　次　市	2,223	2,346	4.9	2,461	△1.0	2,436	33.5	17.1	2,852
庄　原　市	2,535	2,553	0.7	2,572	2.2	2,629	19.7	3.3	2,715
東広島市	2,250	2,403	△2.3	2,348	△0.6	2,334	10.8	0.5	2,345
北広島町	2,034	1,855	6.7	1,980	10.3	2,183	10.3	3.2	2,252
安芸高田市	1,518	1,573	12.7	1,773	20.8	2,141	40.8	△1.4	2,111
三　原　市	1,983	1,966	2.3	2,012	0.6	2,024	3.0	1.3	2,050
世　羅　町	1,390	1,382	10.5	1,527	1.6	1,551	51.8	28.4	1,992
府　中　町	223	204	319.6	856	58.5	1,357	509.9	4.7	1,421
府　中　市	1,037	1,032	2.9	1,062	△6.2	996	△6.9	△2.0	976
竹　原　市	641	714	4.1	743	4.8	779	34.1	17.1	912
安芸太田町	989	1,059	△23.4	811	3.0	835	14.4	△2.3	816
神石高原町	912	863	10.1	950	△9.8	857	68.0	△10.0	771
坂　　町	252	183	8.7	199	217.6	632	262.3	18.7	750
江田島市	640	659	5.3	694	2.2	709	13.0	△0.7	704
大　竹　市	332	320	7.2	343	0.6	345	△4.4	△12.5	302
海　田　町	80	81	△1.2	80	10.0	88	290.8	237.5	297
熊　野　町	167	157	△16.6	131	26.7	166	△5.5	13.3	188
大崎上島町	159	110	1.8	112	△9.8	101	△34.0	△4.0	97
広島県計	**50,608**	**49,755**	2.5	**50,983**	9.0	**55,561**	20.7	4.4	**57,994**

※この表は，総観光客数を平成18年12月31現在の市町の区分ごとに集計したものである。

【発地別県外観光客数の推移】

（単位:万人）

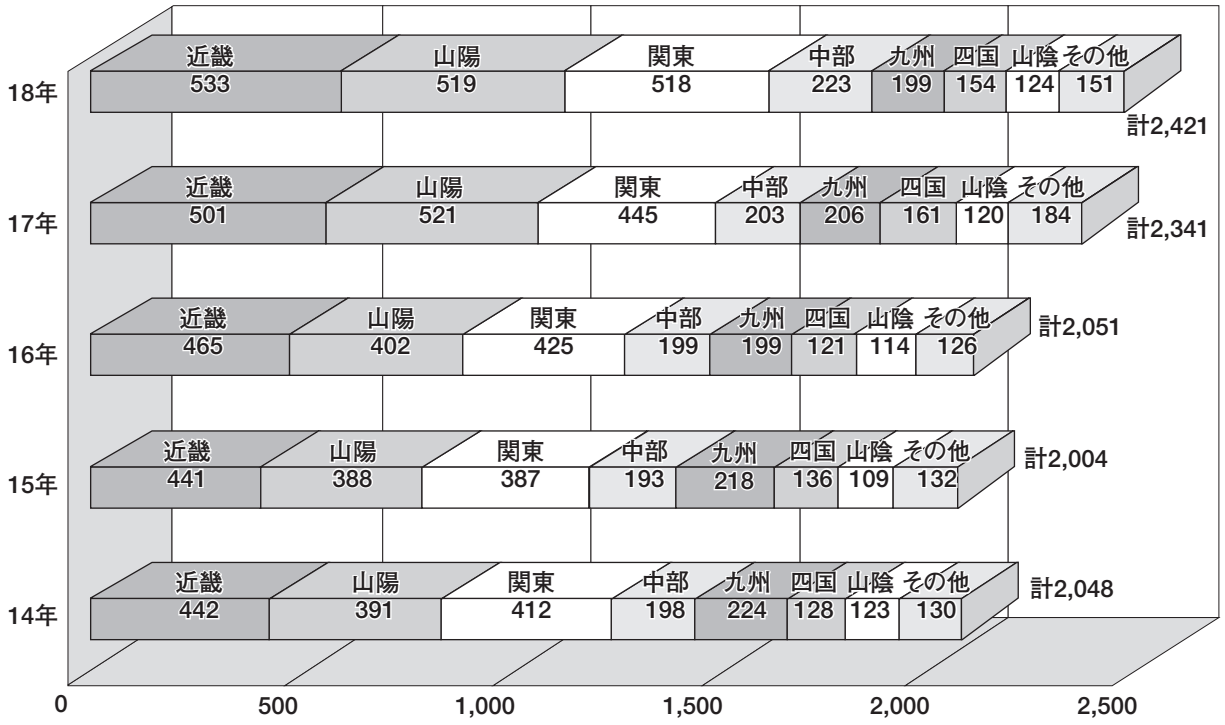

【平成18年　主要観光地への県外･県内別観光客数の状況】

（単位:万人）

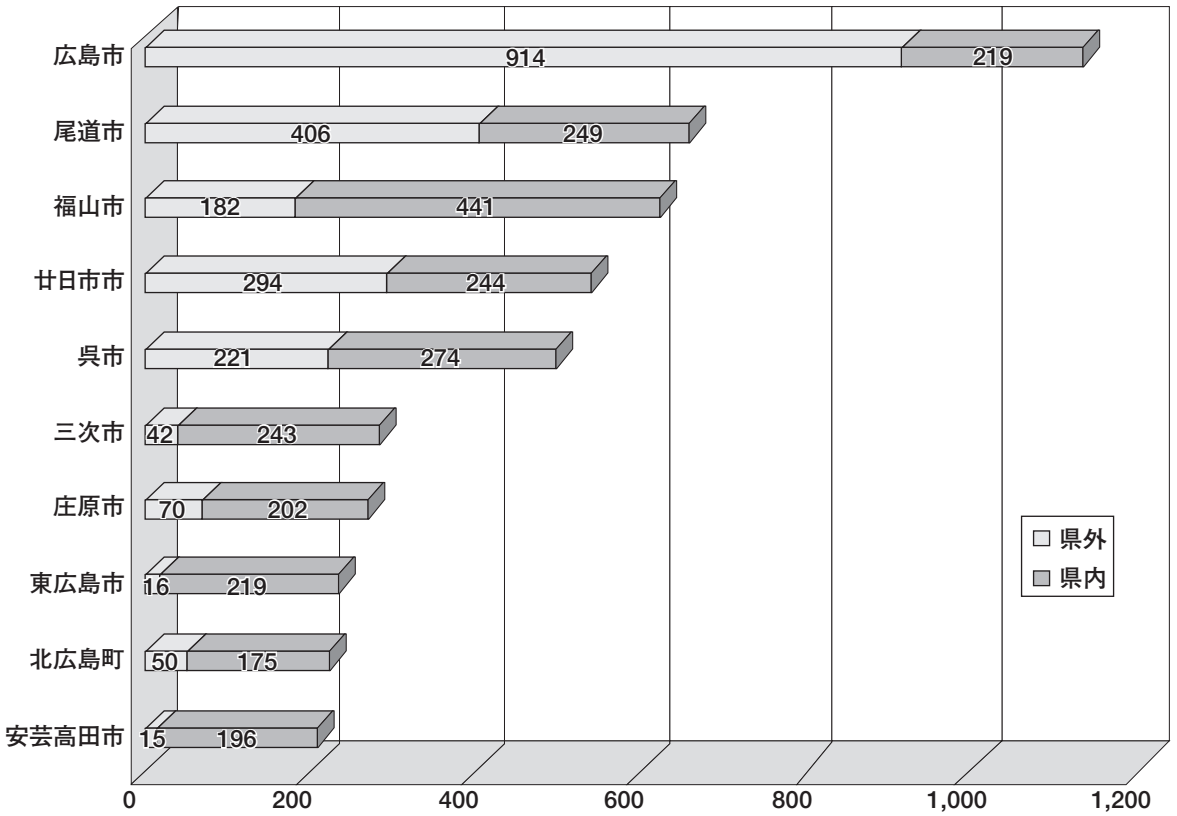

【県内主要有料観光施設(上位30位)の利用状況】

順位	施　設　名	所在地	17年(人)	18年(人)	増減(%)
1	厳島神社	廿日市市	1,407,249	1,553,495	10.4
2	大和ミュージアム(呉市歴史海事科学館)	呉　市	1,229,250	1,373,274	11.7
3	平和記念資料館	広島市	1,151,021	1,231,127	7.0
4	安佐動物公園	広島市	490,863	470,454	△4.2
5	国営備北丘陵公園	庄原市	400,910	456,385	13.8
6	こども文化科学館	広島市	393,484	384,707	△2.2
7	県立美術館	広島市	286,103	310,596	8.6
8	千光寺山ロープウェイ	尾道市	262,571	285,600	8.8
9	宮島水族館	廿日市市	269,499	263,025	△2.4
10	君田温泉 森の泉	三次市	210,000	253,300	20.6
11	福山市立動物園	福山市	188,926	245,086	29.7
12	ひろしま美術館	広島市	155,651	203,579	30.8
13	交通科学館	広島市	180,475	197,678	9.5
14	耕三寺博物館	尾道市	180,366	187,122	3.7
15	ふくやま美術館	福山市	207,838	169,657	△18.4
16	広島市植物公園	広島市	164,550	169,448	3.0
17	縮景園	広島市	154,114	166,611	8.1
18	広島市森林公園	広島市	180,643	165,790	△8.2
19	グリーンピアせとうち	呉　市	164,713	161,273	△2.1
20	千畳閣	廿日市市	119,983	144,595	20.5
21	神楽門前湯治村	安芸高田市	159,019	141,974	△10.7
22	現代美術館	広島市	77,344	126,147	63.1
23	広島城	広島市	125,144	123,300	△1.5
24	平山郁夫美術館	尾道市	124,088	116,088	△6.4
25	湯っ蔵さんわ	神石高原町	127,316	113,347	△11.0
26	花みどり公園	広島市	96,860	100,120	3.4
27	県立歴史博物館	福山市	33,937	86,151	153.9
28	アルカディアビレッジ	廿日市市	87,248	84,946	△2.6
29	湯来温泉	広島市	68,139	84,784	24.4
30	宝物館	廿日市市	82,715	76,431	△7.6
小　計			8,780,019	9,446,090	7.6

参考	マリーナホップ	広島市	2,728,000	2,822,000	3.4
	「男たちの大和/YAMATO」映画ロケセット	尾道市	441,007	562,650	27.6
	奥田元宋・小由女美術館	三次市	―	228,996	―
	尾道ふれあいの里	尾道市	―	179,669	―

※「男たちの大和/YAMATO」映画ロケセットは,17年7月17日から18年5月7日までの公開である。
※奥田元宋・小由女美術館は18年4月15日に,尾道ふれあいの里は18年3月11日に開館した。

【平成18年　交通機関別観光客数の状況】

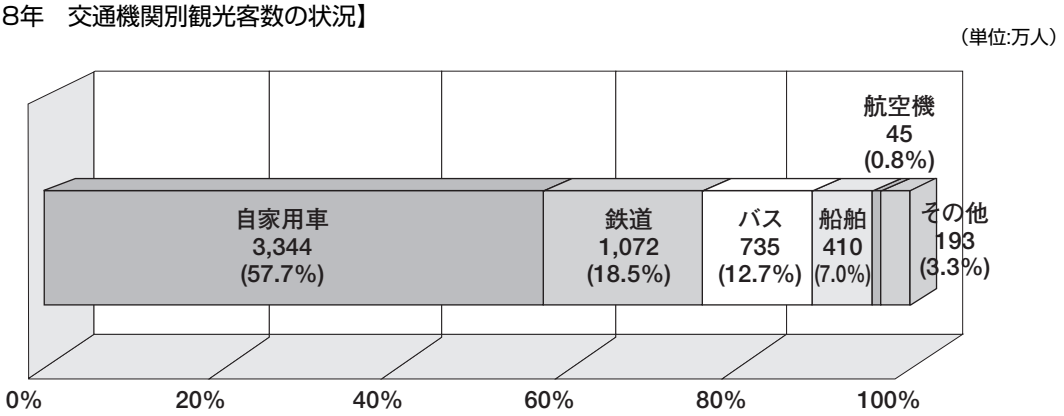

【平成18年　月別観光客数の状況】

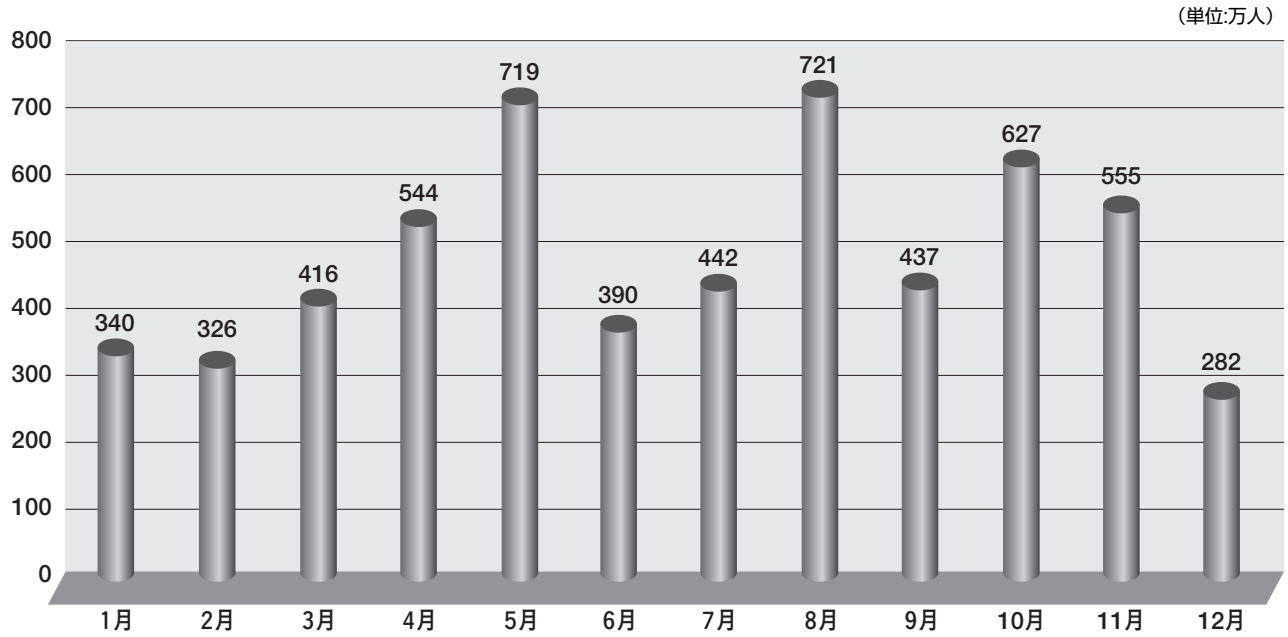

酒蔵煙突

三原やっさ祭り

【外国人観光客数の推移】

（単位:千人）

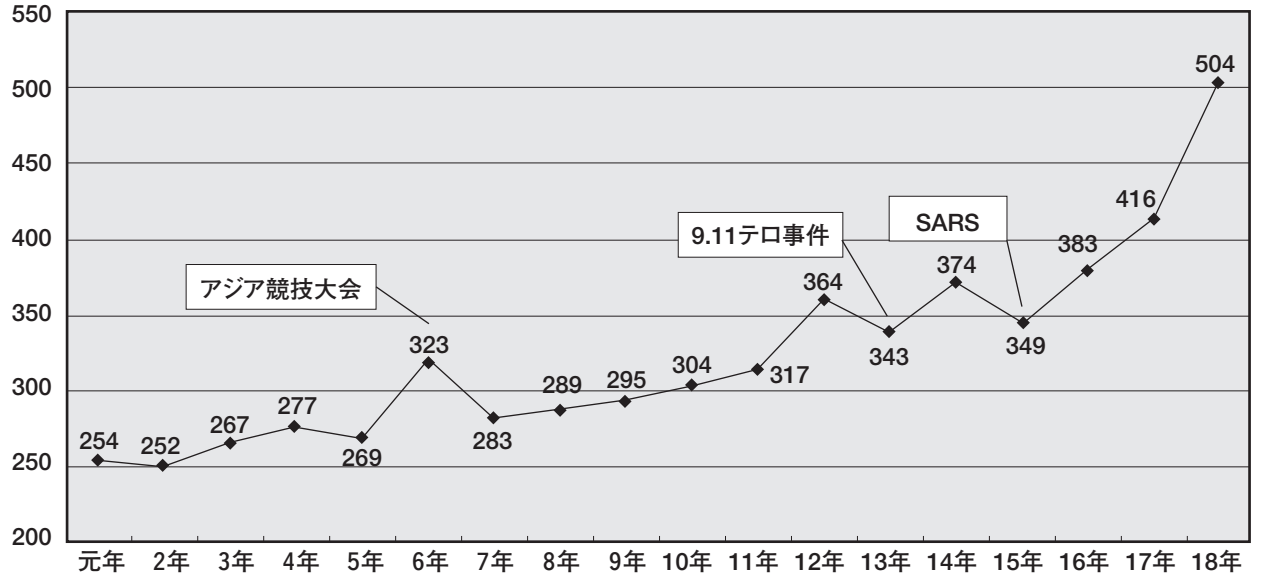

（単位:千人）

	アジア							オセアニア州		アメリカ州			ヨーロッパ				その他不明	合計
		中国	うち香港	台湾	韓国	タイ	シンガポール		豪州		米国	カナダ		英国	ドイツ	フランス		
平成18年	151	42	4	26	43	9	3	34	29	131	113	10	110	25	22	18	78	504
構成比	30.0	8.4	0.8	5.1	8.6	1.7	0.7	6.7	5.8	26.0	22.4	2.0	21.8	5.0	4.4	3.6	15.5	100.0
対前年比	159.2	166.4	201.0	212.2	147.9	169.0	163.9	86.9	84.3	93.4	93.9	102.2	119.3	104.3	112.0	127.2	156.7	121.0
平成17年	95	25	2	12	29	5	2	39	35	140	120	10	92	24	20	14	50	416
対前年比	105.4	111.9	132.4	107.1	92.4	105.3	133.8	130.0	133.9	121.4	119.9	129.4	114.4	111.4	95.2	121.8	72.5	108.6
平成16年	90	23	1	11	32	5	1	30	26	116	100	8	80	22	21	12	67	383

【宿泊客数の推移】

（単位:万人）

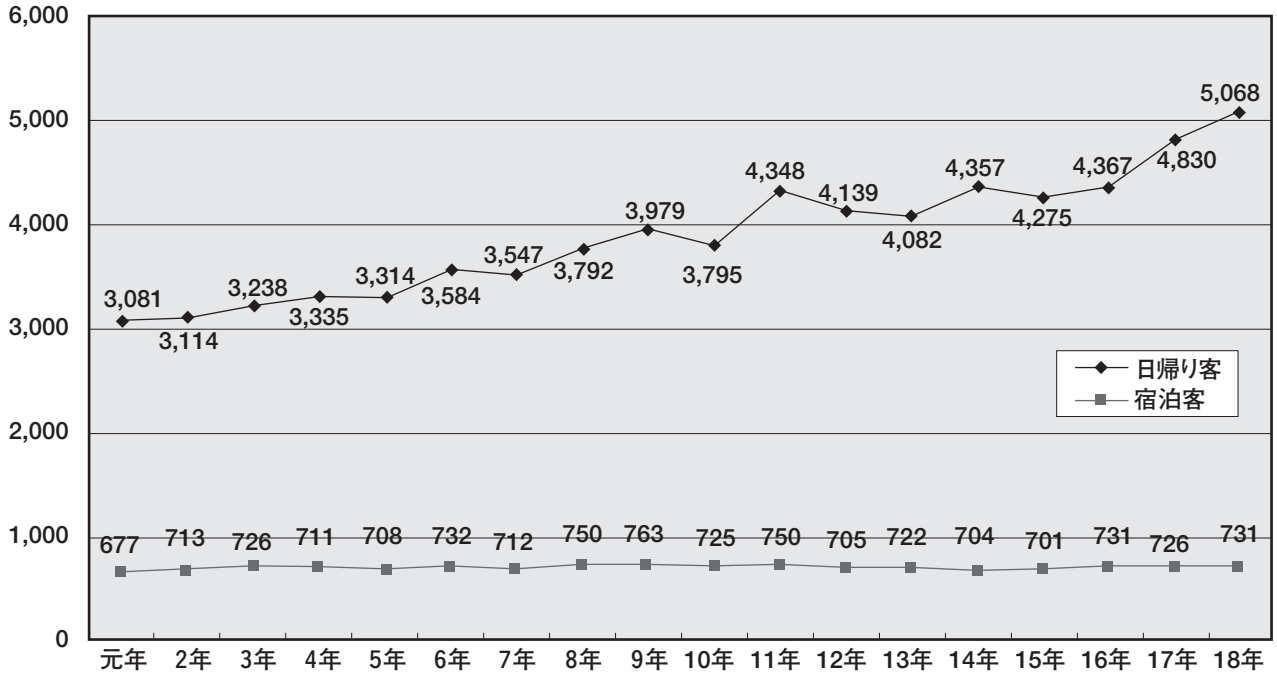

※平成18年調査から,本県の観光客数統計の代表数値を従前の「入込観光客数」から「総観光客数」に変更したため,元年まで遡って推計値に置き換えた。

【旅行形態別観光客数の推移】

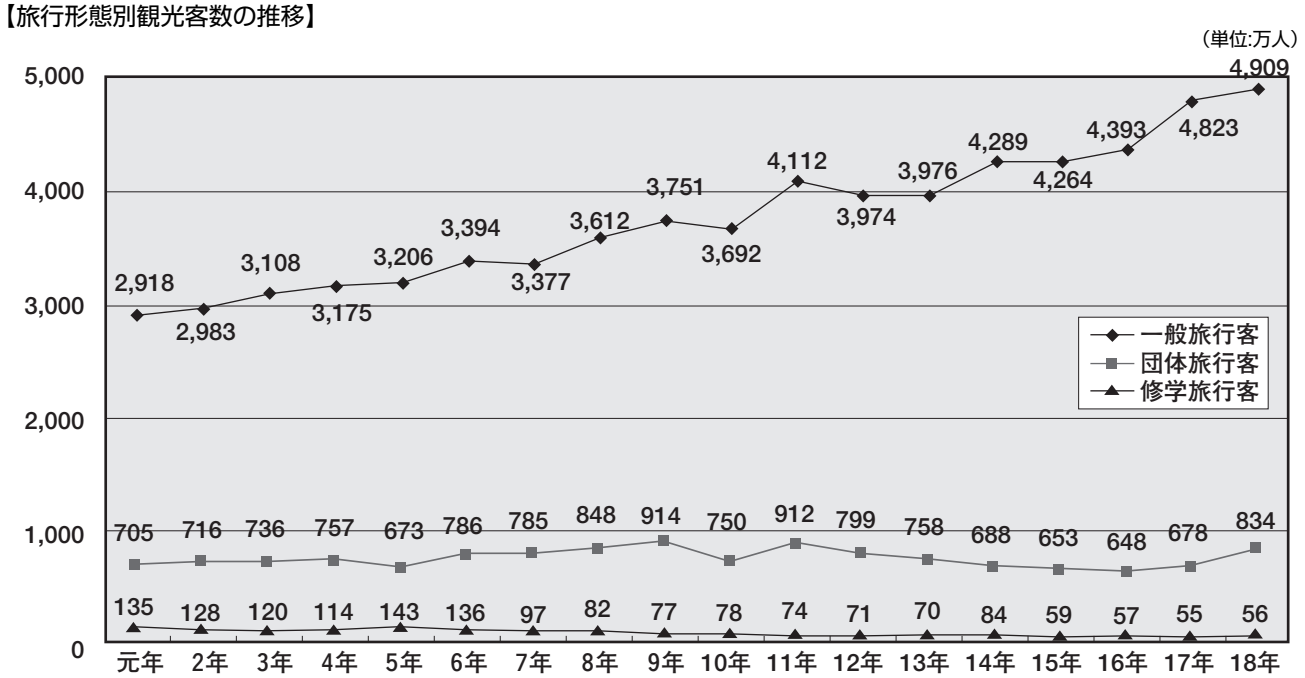

※平成18年調査から，本県の観光客数統計の代表数値を従前の「入込観光客数」から「総観光客数」に変更したため，元年まで遡って推計値に置き換えた。

【観光消費額の推移】

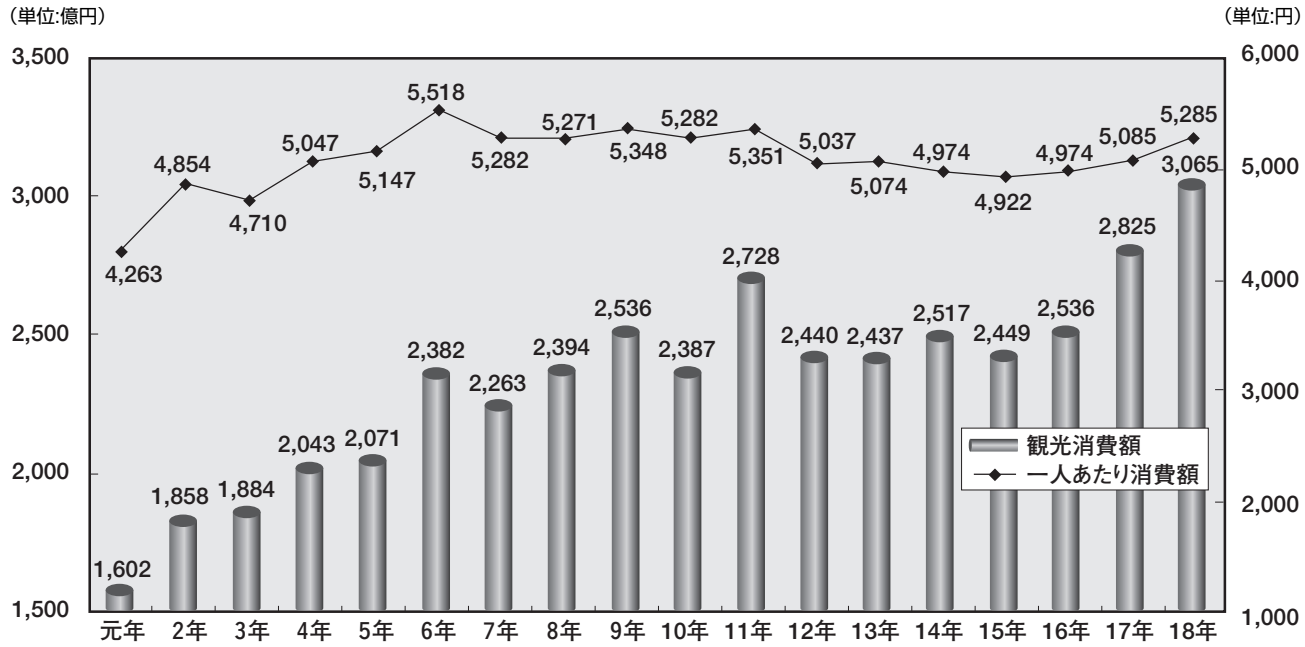

◎　宿泊観光旅行の目的地を決定する際に参考とするもの

複数回答(単位:%)

	H14	H15	H16	H17	H18
家族･友人の話	41.9	37.1	39.4	35.1	38.0
インターネット	18.0	24.0	26.0	30.3	35.8
パンフレット	35.6	35.1	35.5	33.2	34.0
ガイドブック	37.8	35.8	35.9	34.5	32.8
旅行専門雑誌	29.2	29.7	29.2	29.1	31.9
新聞･雑誌の広告･チラシ	23.6	19.8	20.7	19.8	20.3
旅行業者	19.1	18.3	18.2	18.1	19.7
新聞･雑誌の記事	17.0	13.5	13.2	12.4	13.4
テレビ･ラジオの番組	12.2	10.1	10.6	10.7	11.5
観光案内所･情報センター	12.4	10.5	11.0	8.8	10.6
旅行･歴史等に関する本,小説	7.3	6.2	6.2	6.3	7.0
駅･車内のポスター	7.1	5.4	5.4	4.3	4.8
テレビ･ラジオのCM	4.5	3.8	3.7	3.4	3.8
観光物産展	2.4	1.7	1.7	1.8	2.0
携帯電話	1.4	0.9	1.3	1.5	1.8
コンビニエンスストアの端末	0.4	0.2	0.1	0.2	0.3
FAX	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1

資料:日本観光協会「観光の実態と志向（第26回)」平成19年度版

◎　宿泊旅行統計調査(平成19年１月～12月)

調査対象:全国の従業者10人以上のホテル,旅館及び簡易宿泊所10,406施設(うち広島県201施設)

※各表の延べ宿泊者数(総数)は,未回収分も推計し計上している。
※平成19年の集計結果については,年間の新設･廃業施設のデータを反映させた確定値を,20年6月頃に公表予定。

【宿泊目的割合別　総数】

(単位:千人,%)

		延べ宿泊者数	宿泊目的割合 観光目的の宿泊者が50%以上 【全国順位】	宿泊目的割合 観光目的の宿泊者が50%未満 【全国順位】
全国		304,451（割合）	169,748（55.8）	134,531（44.2）
	1～3月	72,042（割合）	39,937（55.6）	31,955（44.4）
	4～6月	72,143（割合）	39,194（54.3）	32,937（45.7）
	7～9月	83,372（割合）	48,224（57.8）	35,138（42.2）
	10～12月	76,894（割合）	42,393（55.1）	34,501（44.9）
広島県		5,448（割合）【18位】	1,431（26.3）【34位】	4,017（73.7）【8位】
	1～3月	1,172（割合）【22位】	273（23.3）【37位】	900（76.7）【9位】
	4～6月	1,363（割合）【16位】	380（27.9）【32位】	982（72.1）【9位】
	7～9月	1,466（割合）【18位】	384（26.2）【36位】	1,082（73.8）【8位】
	10～12月	1,447（割合）【18位】	394（27.2）【33位】	1,053（72.8）【8位】

【宿泊目的割合別　稼働率】

(単位:%)

		稼働率【全国順位】	観光目的の宿泊者が50%以上【全国順位】	観光目的の宿泊者が50%未満【全国順位】
全国	1～3月	43.1	36.3	56.5
	4～6月	42.9	35.5	57.5
	7～9月	49.3	43.2	61.2
	10～12月	45.5	38.4	58.9
広島県	1～3月	43.4【11位】	24.4【45位】	56.8【10位】
	4～6月	51.3【8位】	36.7【13位】	60.6【8位】
	7～9月	54.1【8位】	34.9【38位】	67.3【5位】
	10～12月	54.5【7位】	38.3【15位】	64.8【5位】

資料:国土交通省

【宿泊目的割合別　うち外国人】

（単位:人,%）

		うち外国人 延べ宿泊者数	宿泊目的割合 観光目的の宿泊者が50%以上 【全国順位】	宿泊目的割合 観光目的の宿泊者が50%未満 【全国順位】
全　国		21,911,030（割合）	10,750,110（49.1）	11,160,520（50.9）
	1～3月	4,850,390（割合）	2,456,310（50.6）	2,393,960（49.4）
	4～6月	5,519,260（割合）	2,736,690（49.6）	2,782,310（50.4）
	7～9月	5,622,640（割合）	2,725,680（48.5）	2,896,940（51.5）
	10～12月	5,918,740（割合）	2,831,430（47.8）	3,087,310（52.2）
広　島　県		237,450（割合） 【16位】	44,970（18.9） 【30位】	192,480（81.1） 【8位】
	1～3月	45,550（割合） 【17位】	7,800（17.1） 【32位】	37,750（82.9） 【9位】
	4～6月	68,840（割合） 【16位】	14,120（20.5） 【27位】	54,720（79.5） 【8位】
	7～9月	58,660（割合） 【17位】	12,030（20.5） 【29位】	46,630（79.5） 【9位】
	10～12月	64,400（割合） 【15位】	11,020（17.1） 【31位】	53,380（82.9） 【9位】

【宿泊目的割合別　うち外国人　国･地域別内訳】

（単位:人,%）

全　国		21,911,030（割合）	韓　国 4,242,790（19.4）	台　湾 3,806,640（17.4）	米　国 2,861,130（13.1）	中　国 2,147,990（9.8）	香　港 1,690,580（7.7）
	1～3月	4,850,390（割合）	韓　国 993,590（20.5）	台　湾 887,470（18.3）	米　国 636,210（13.1）	中　国 440,880（9.1）	香　港 368,870（7.6）
	4～6月	5,519,260（割合）	台　湾 1,020,980（18.5）	韓　国 969,430（17.6）	米　国 797,540（14.5）	中　国 492,840（8.9）	香　港 384,570（7.0）
	7～9月	5,622,640（割合）	韓　国 1,155,870（20.6）	台　湾 968,500（17.2）	米　国 715,030（12.7）	中　国 632,360（11.2）	香　港 478,030（8.5）
	10～12月	5,918,740（割合）	韓　国 1,123,900（19.0）	台　湾 929,690（15.7）	米　国 712,350（12.0）	中　国 581,910（9.8）	香　港 459,110（7.8）

広　島　県		237,450（割合）	米　国 48,020（20.2）	韓　国 26,920（11.3）	中　国 22,070（9.3）	台　湾 17,280（7.3）	豪　州 14,590（6.1）
	1～3月	45,550（割合）	米　国 7,890（17.3）	韓　国 6,050（13.3）	中　国 5,240（11.5）	台　湾 4,460（9.8）	ドイツ 2,210（4.9）
	4～6月	68,840（割合）	米　国 17,150（24.9）	韓　国 7,420（10.8）	台　湾 5,230（7.6）	中　国 5,050（7.3）	ドイツ 4,030（5.9）
	7～9月	58,660（割合）	米　国 12,110（20.6）	韓　国 7,090（12.1）	中　国 5,220（8.9）	豪　州 3,510（6.0）	台　湾 3,490（5.9）
	10～12月	64,400（割合）	米　国 10,870（16.9）	中　国 6,560（10.2）	韓　国 6,360（9.9）	豪　州 4,970（7.7）	ドイツ 4,500（7.0）

資料:国土交通省

◎　ホテル･旅館の都道府県別分布状況

都道府県	ホテル　＊1		旅館　＊1		登録ホテル　＊2		登録旅館　＊2	
	施設数	客室数	施設数	客室数	施設数	客室数	施設数	客室数
北海道	609	55,113	3,109	57,638	91	15,045	99	14,155
（札幌市）	(159)	(21,475)	(169)	(5,108)	(23)	(5,462)	(11)	(2,092)
青森県	122	9,372	926	12,695	22	2,428	13	812
岩手県	157	9,409	959	13,874	18	1,924	29	2,057
宮城県	229	15,179	761	14,345	20	2,688	40	3,440
（仙台市）	(122)	(11,378)	(123)	(3,329)	(9)	(1,895)	(12)	(1,360)
秋田県	82	6,699	674	10,896	16	1,672	17	1,209
山形県	128	7,350	976	15,381	14	1,358	64	2,823
福島県	235	13,588	1,843	26,241	17	2,027	77	4,241
茨城県	248	11,599	1,278	16,840	14	1,532	12	650
栃木県	148	8,525	1,754	29,305	16	1,452	53	3,942
群馬県	195	9,690	1,370	29,295	15	1,759	74	4,433
埼玉県	356	14,734	537	7,062	11	1,136	6	148
（さいたま市）	(64)	(3,280)	(61)	(735)	(2)	(400)	(1)	(13)
千葉県	175	26,644	1,528	25,213	54	13,326	26	1,544
（千葉市）	(43)	(5,963)	(94)	(2,419)	(16)	(2,778)	(0)	(0)
東京都	693	86,112	1,325	32,742	88	31,764	10	299
神奈川県	307	25,612	1,509	22,960	48	8,119	52	2,045
（横浜市）	(111)	(12,506)	(133)	(2,753)	(17)	(4,953)	(0)	(0)
（川崎市）	(35)	(2,367)	(62)	(1,162)	(3)	(163)	(0)	(0)
新潟県	275	17,708	2,687	33,017	36	6,548	102	4,751
富山県	80	6,650	501	8,958	10	903	28	1,311
石川県	120	9,645	848	16,012	13	2,484	89	6,393
福井県	75	4,101	1,247	13,935	6	769	29	1,462
山梨県	105	6,254	1,562	19,488	15	1,163	49	2,578
長野県	523	26,801	3,049	46,920	51	5,169	198	9,098
岐阜県	179	9,491	1,406	17,716	17	2,411	50	2,596
静岡県	350	22,642	3,956	54,996	61	7,047	209	10,899
愛知県	280	23,845	1,412	28,671	42	8,377	33	1,676
（名古屋市）	(45)	(10,213)	(304)	(12,853)	(20)	(6,023)	(3)	(52)
三重県	64	5,847	1,966	27,890	25	2,901	51	3,052
滋賀県	113	6,225	534	6,513	18	1,873	14	898
京都府	167	18,545	858	11,919	28	7,421	73	2,389
（京都市）	(123)	(16,029)	(480)	(6,882)	(25)	(7,223)	(55)	(1,879)
大阪府	311	45,889	1,000	21,153	36	12,440	8	258
（大阪市）	(238)	(37,325)	(488)	(10,803)	(27)	(11,028)	(3)	(63)
兵庫県	379	23,142	1,563	18,335	26	5,096	60	3,210
（神戸市）	(115)	(11,511)	(194)	(3,951)	(8)	(2,746)	(16)	(1,029)
奈良県	42	2,591	468	6,365	8	1,075	26	758
和歌山県	88	4,560	1,057	15,472	11	963	30	2,943
鳥取県	50	3,660	465	7,752	2	187	32	1,677
島根県	59	3,835	530	7,351	5	485	27	1,336
岡山県	138	10,323	867	12,267	17	1,876	23	950
広島県	**151**	**14,338**	**799**	**13,219**	**35**	**6,155**	**16**	**676**
（広島市）	**(63)**	**(8,811)**	**(209)**	**(4,479)**	**(22)**	**(4,829)**	**(2)**	**(71)**
山口県	80	5,666	1,021	15,244	18	1,928	29	1,938
徳島県	35	2,616	724	8,115	8	772	8	261
香川県	132	7,580	428	6,739	10	1,381	16	761
愛媛県	163	9,438	476	7,451	23	2,720	16	1,114
高知県	92	5,933	502	6,660	6	669	17	860
福岡県	315	29,329	935	13,978	38	7,467	12	466
（北九州市）	(82)	(5,810)	(130)	(1,856)	(4)	(434)	(0)	(0)
（福岡市）	(136)	(18,863)	(157)	(4,071)	(28)	(6,540)	(0)	(0)
佐賀県	50	3,553	390	5,726	9	911	18	979
長崎県	56	5,711	771	15,532	10	1,131	33	2,139
熊本県	99	6,625	1,409	20,990	17	2,926	25	1,481
大分県	136	8,782	1,273	16,506	10	1,804	37	1,809
宮崎県	126	9,793	465	6,064	25	4,641	13	709
鹿児島県	177	13,070	1,218	16,472	17	3,184	21	1,820
沖縄県	296	24,564	631	8,158	25	5,540	1	46
全国計	**8,990**	**698,378**	**55,567**	**850,071**	**1,122**	**196,647**	**1,965**	**115,092**

資料:(　　)は，政令指定都市
＊1　厚生労働省生活衛生局指導課（平成18年3月末日現在）
＊2　日本観光協会国際観光ホテル整備センター（平成19年12月末日現在）

◎　宿泊施設のある温泉地数及び収容人員等

平成19年3月末現在

都道府県	温泉地数	収容定員（人）	18年度延宿泊利用人員（千人）
北海道	247	121,113	12,637
青森県	144	20,463	2,095
岩手県	91	28,626	2,609
宮城県	53	33,721	2,903
秋田県	131	27,742	2,090
山形県	94	36,509	3,173
福島県	134	65,610	5,301
茨城県	44	7,307	767
栃木県	71	59,098	5,798
群馬県	99	61,844	6,077
埼玉県	18	8,694	390
千葉県	86	35,609	2,368
東京都	23	2,622	195
神奈川県	36	58,451	6,197
新潟県	150	67,591	4,548
富山県	72	16,477	1,509
石川県	61	35,235	4,146
福井県	42	14,518	1,303
山梨県	30	26,655	4,216
長野県	232	107,561	8,437
岐阜県	67	31,689	3,075
静岡県	120	161,557	12,996
愛知県	35	15,831	2,083
三重県	60	22,525	3,597
滋賀県	22	8,905	1,182
京都府	24	8,810	933
大阪府	31	8,307	1,094
兵庫県	73	35,886	4,380
奈良県	36	5,316	485
和歌山県	45	35,878	3,673
鳥取県	14	16,174	1,354
島根県	47	11,912	1,055
岡山県	42	11,100	951
広島県	**68**	**6,600**	**675**
山口県	61	17,377	2,080
徳島県	32	3,950	503
香川県	36	10,686	923
愛媛県	34	12,667	1,444
高知県	38	5,139	556
福岡県	48	11,663	936
佐賀県	26	9,673	941
長崎県	35	14,411	1,572
熊本県	76	35,841	2,923
大分県	77	46,610	6,723
宮崎県	49	8,846	927
鹿児島県	99	36,278	2,646
沖縄県	4	2,427	623
全国計	**3,157**	**1,431,504**	**137,089**
中国地方	**232**	**63,163**	**6,114**

資料:環境省自然環境局

◎　国内修学旅行の見学地と旅行先

【中学校】調査時期:平成19年4月　回答校:1,112校

複数回答(単位:%)

旅行先／出発地	北海道	東　北	関　東	中　部	近　畿	**中　国**	四　国	九　州
北海道	52.5	47.5	0.0	0.0	0.0	**0.0**	0.0	0.0
東　北	4.9	0.0	73.8	1.2	14.2	**1.7**	0.0	4.2
関　東	0.5	3.8	1.2	3.6	88.8	**1.2**	0.0	0.9
中　部	1.1	0.0	34.0	6.1	44.4	**5.7**	0.0	8.7
近　畿	6.1	0.0	35.1	13.1	1.2	**0.8**	0.2	43.5
中　国	1.6	0.0	19.3	0.0	36.6	**0.0**	0.0	42.5
四　国	0.0	0.0	1.4	3.5	30.5	**3.5**	6.3	54.8
九　州	0.7	0.0	2.2	1.0	48.4	**4.2**	0.2	43.3
合　計	5.4	4.0	22.3	4.4	42.0	**2.3**	0.3	19.3
前年度	1.7	3.5	25.6	5.9	45.5	**2.9**	0.2	14.7
主な見学地	ルスツリゾート 有珠山火口西 トラピスチヌ修道院	中尊寺 げいび渓 ねぶたの里	東京ディズニーリゾート 国会議事堂 浅草(浅草寺を含む)	志賀高原 伊豆高原 富士山(河口湖周辺を含む)	USJ 法隆寺 清水寺	広島平和公園 スノーリゾート猫山 厳島神社	金刀比羅宮 ー ー	首里城(首里城公園・守礼の門を含む) 壕(糸数壕・轟壕等) ひめゆりの塔

【高　校】調査時期:平成19年4月　回答校:846校

複数回答(単位:%)

旅行先／出発地	北海道	東　北	関　東	中　部	近　畿	**中　国**	四　国	九　州
北海道	1.5	0.0	22.7	0.0	49.4	**7.1**	0.0	19.4
東　北	1.5	0.0	0.1	0.0	68.3	**3.4**	0.0	26.6
関　東	13.1	2.5	0.6	0.4	16.5	**2.6**	0.4	63.8
中　部	11.0	0.3	3.7	7.2	12.1	**4.4**	1.3	60.0
近　畿	52.6	4.5	3.1	14.9	0.8	**0.5**	0.0	23.6
中　国	41.4	0.0	39.2	5.1	4.0	**0.5**	0.0	9.7
四　国	29.5	0.0	37.3	23.9	0.4	**0.0**	0.0	9.0
九　州	20.0	3.9	28.5	25.7	16.4	**0.0**	0.0	5.5
合　計	17.7	1.7	11.4	7.8	23.3	**2.6**	0.3	35.2
前年度	20.0	2.0	8.6	8.2	22.7	**2.2**	0.3	35.9
主な見学地	旭山動物園 白老ポロトコタン 昭和新山	奥入瀬渓流 小岩井農場 三内丸山遺跡	東京ディズニーリゾート お台場 浅草・浅草寺	富士五合目 トヨタ博物館 中部国際空港	USJ 清水寺 奈良公園	広島平和公園 厳島神社・宮島 広島原爆資料館	金刀比羅宮 鳴門公園 松山城	首里城公園 ひめゆりの塔 グラバー園

資料:(財)日本修学旅行協会「教育旅行白書2008年版」

◎　州別,国・地域別訪日外国人旅行者数の推移

州名	国・地域名	16　年		17　年		18　年		19　年	
		人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
北アメリカ州	**米国**	**759,753**	**12.4**	**822,033**	**12.2**	**816,727**	**11.1**	**815,882**	**9.8**
	カナダ	**142,091**	**2.3**	**150,012**	**2.2**	**157,438**	**2.1**	**165,993**	**2.0**
	メキシコ	16,489	0.3	18,623	0.3	20,374	0.3	28,203	0.3
	その他	5,503	0.1	7,141	0.1	6,962	0.1	6,940	0.1
	小計	923,836	15.1	997,809	14.8	1,001,501	13.7	1,017,018	12.2
南アメリカ州	ブラジル	13,061	0.2	17,201	0.3	18,135	0.2	18,853	0.2
	その他	14,177	0.2	17,130	0.3	15,664	0.2	18,148	0.2
	小計	27,238	0.4	34,331	0.6	33,799	0.5	37,001	0.4
ヨーロッパ州	**英国**	**215,704**	**3.5**	**221,535**	**3.3**	**216,476**	**3.0**	**221,945**	**2.7**
	フランス	**95,894**	**1.6**	**110,822**	**1.6**	**117,785**	**1.6**	**137,787**	**1.7**
	ドイツ	**106,297**	**1.7**	**118,429**	**1.8**	**115,337**	**1.6**	**125,193**	**1.5**
	イタリア	38,923	0.6	44,691	0.7	46,407	0.6	54,022	0.6
	オランダ	29,434	0.5	30,507	0.5	30,592	0.4	33,290	0.4
	スウェーデン	21,102	0.3	23,097	0.3	25,299	0.3	29,792	0.4
	スイス	20,094	0.3	23,230	0.3	22,520	0.3	23,996	0.3
	スペイン	18,619	0.3	25,729	0.4	26,685	0.4	33,478	0.4
	ベルギー	12,020	0.2	14,162	0.2	13,131	0.2	14,828	0.2
	アイルランド	11,480	0.2	13,712	0.2	12,623	0.2	13,681	0.2
	デンマーク	11,054	0.2	12,382	0.2	12,992	0.2	14,305	0.2
	ロシア	56,554	0.9	63,609	0.9	60,654	0.8	64,244	0.8
	その他	89,350	1.5	96,886	1.4	97,460	1.3	110,970	1.3
	小計	726,525	11.8	798,791	11.9	797,961	10.9	877,531	10.5
アフリカ州	南アフリカ共和国	4,976	0.1	0	0.0	5,777	0.1	6,020	0.1
	その他	14,544	0.2	23,655	0.4	16,119	0.2	17,388	0.2
	小計	19,520	0.3	23,655	0.4	21,896	0.3	23,408	0.3
アジア州	**韓国**	**1,588,472**	**25.9**	**1,747,171**	**26.0**	**2,117,325**	**28.9**	**2,600,694**	**31.2**
	中国	**616,009**	**10.0**	**652,820**	**9.7**	**811,675**	**11.1**	**942,439**	**11.3**
	香港	**300,246**	**4.9**	**298,810**	**4.4**	**352,265**	**4.8**	**432,042**	**5.2**
	台湾	**1,080,590**	**17.6**	**1,274,612**	**18.9**	**1,309,121**	**17.8**	**1,385,255**	**16.6**
	フィリピン	154,588	2.5	139,572	2.1	95,530	1.3	89,532	1.1
	タイ	**104,864**	**1.7**	**120,238**	**1.8**	**125,704**	**1.7**	**167,481**	**2.0**
	マレーシア	72,445	1.2	78,173	1.2	85,627	1.2	100,890	1.2
	シンガポール	**90,001**	**1.5**	**94,161**	**1.4**	**115,870**	**1.6**	**151,860**	**1.8**
	インドネシア	55,259	0.9	58,974	0.9	59,911	0.8	64,178	0.8
	インド	53,000	0.9	58,572	0.9	62,505	0.9	67,583	0.8
	その他	92,621	1.5	104,375	1.6	111,592	1.5	128,329	1.5
	小計	4,208,095	68.6	4,627,478	68.8	5,247,125	71.5	6,130,283	73.4
オセアニア州	**豪州**	**194,276**	**3.2**	**206,179**	**3.1**	**195,094**	**2.7**	**222,518**	**2.7**
	ニュージーランド	34,679	0.6	34,981	0.5	32,339	0.4	34,737	0.4
	その他	2,922	0.0	3,734	0.1	3,314	0.0	3,533	0.0
	小計	231,877	3.8	244,894	3.6	230,747	3.1	260,788	3.1
無国籍		814	0.0	968	0.0	1,048	0.0	940	0.0
合計		**6,137,905**	**100.0**	**6,727,926**	**100.0**	**7,334,077**	**100.0**	**8,346,969**	**100.0**
	対前年伸率(%)	***117.8***		***109.6***		***109.0***		***113.8***	

※19年は国際観光振興機構(JNTO)の算出による推計値である。
出典:国際観光振興機構(JNTO)訪日外客数(総数)統計

◎　訪日外国人旅行者の訪問地

【16年度】

順位	訪　問　地	訪問率
1	東　　京	58.2
2	大　　阪	21.6
3	京　　都	17.4
4	神　奈　川	16.4
5	千　　葉	13.0
6	愛　　知	9.6
7	福　　岡	8.2
8	兵　　庫	6.2
9	山　　梨	4.9
10	奈　　良	4.8
11	**広　　島**	**4.1**
12	北　海　道	4.0
13	栃　　木	3.5
14	静　　岡	3.4
14	長　　崎	3.4
16	熊　　本	3.0
17	大　　分	2.7
18	長　　野	2.6
19	沖　　縄	2.5
20	埼　　玉	2.1

【17年度】

順位	訪　問　地	訪問率
1	東　　京	58.5
2	大　　阪	22.6
3	京　　都	19.1
4	神　奈　川	18.9
5	千　　葉	15.4
6	愛　　知	11.9
7	福　　岡	7.4
8	兵　　庫	6.9
9	山　　梨	5.8
10	北　海　道	5.6
11	奈　　良	4.9
12	静　　岡	3.6
12	長　　崎	3.6
14	栃　　木	3.5
14	**広　　島**	**3.5**
16	熊　　本	3.0
17	大　　分	2.9
18	沖　　縄	2.2
19	埼　　玉	2.0
19	長　　野	2.0

【18年度】

順位	訪　問　地	訪問率
1	東　　京	57.4
2	大　　阪	23.7
3	京　　都	20.3
4	神　奈　川	18.8
5	千　　葉	16.7
6	愛　　知	9.6
7	福　　岡	8.7
8	兵　　庫	7.4
9	山　　梨	6.6
10	北　海　道	6.4
11	奈　　良	6.1
12	長　　崎	4.3
13	栃　　木	4.2
14	大　　分	4.0
14	**広　　島**	**4.0**
16	静　　岡	3.7
17	熊　　本	3.6
18	長　　野	2.7
19	岐　　阜	2.5
20	沖　　縄	2.4

資料:JNTO「訪日外客実態調査2006－2007(外国人旅行者の国内訪問地データ)の調査結果速報」

◎　広島県内高速道路の路線別利用状況

単位:年平均交通量(台／日)

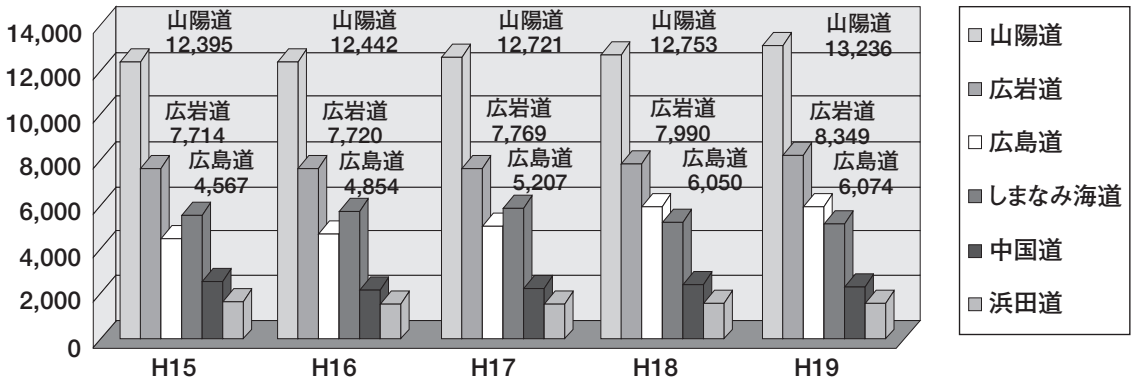

	H 15		H 16		H 17		H 18		H 19				
		前年比		前年比		前年比		前年比		14年比	前年比	主なIC	
山陽道	12,395	▲0.1	12,442	0.4	12,721	2.2	12,753	0.3	13,236	6.6	3.8	広島	福山東
												29,199	18,559
広岩道	7,714	0.4	7,720	0.1	7,769	0.6	7,990	2.8	8,349	8.6	4.5	廿日市	大竹
												14,900	7,143
広島道	4,567	10.0	4,854	6.3	5,207	7.3	6,050	16.2	6,074	46.3	0.4	―	―
しまなみ海道	5,619	1.1	5,832	3.8	5,954	2.1	5,348	▲10.2	5,264	▲5.3	▲1.6	―	―
中国道	2,646	▲0.9	2,267	▲14.3	2,305	1.7	2,510	8.9	2,474	▲7.4	▲1.4	三次	千代田
												6,235	3,884
浜田道	1,688	▲0.8	1,618	▲4.1	1,652	2.1	1,691	2.4	1,721	1.1	1.8	―	―
県内計	34,629	1.3	34,733	0.3	35,608	2.5	36,342	2.1	37,118	8.6	2.1	―	―

◎　広島空港出入国者数

2007〔平成19〕年《速報値》

（単位:人）

月	総　数	前年同月比	日本人	外国人	外国人の割合
1月	30,648	106.4%	24,603	6,045	19.7%
2月	31,141	106.9%	22,515	8,626	27.7%
3月	33,282	100.1%	25,053	8,229	24.7%
4月	28,773	119.1%	20,619	8,154	28.3%
5月	28,191	93.9%	21,622	6,569	23.3%
6月	28,878	112.4%	22,233	6,645	23.0%
7月	27,642	109.5%	20,265	7,377	26.7%
8月	30,878	96.2%	22,685	8,193	26.5%
9月	28,470	101.2%	21,435	7,035	24.7%
10月	33,374	107.9%	25,078	8,296	24.9%
11月	29,588	91.0%	22,021	7,567	25.6%
12月	26,264	93.9%	19,820	6,444	24.5%
合　計	357,129	―	267,949	89,180	25.0%
増減等	9,172	―	1,553	7,619	1.6ポ
前年比	**102.6%**	**―**	**100.6%**	**109.3%**	**―**

〈法務省・出入国管理統計年報＆広島入国管理局調べ〉

1993〔平成5（開港後）〕年～2006〔平成18〕年

（単位:人）

年	総　数	前年比	日本人	外国人	外国人の割合
1993	39,759	―	34,792	4,967	12.5%
1994	232,435	―	189,209	43,226	18.6%
1995	257,985	111.0%	227,293	30,692	11.9%
1996	283,955	110.1%	248,186	35,769	12.6%
1997	292,714	103.1%	255,951	36,763	12.6%
1998	307,535	105.1%	260,661	46,874	15.2%
1999	296,481	96.4%	253,994	42,487	14.3%
2000	306,348	103.3%	261,768	44,580	14.6%
2001	298,061	97.3%	254,235	43,826	14.7%
2002	299,470	100.5%	251,538	47,932	16.0%
2003	180,345	60.2%	140,414	39,931	22.1%
2004	241,517	133.9%	188,928	52,589	21.8%
2005	295,079	122.2%	233,542	61,537	20.9%
2006	347,957	117.9%	266,396	81,561	23.4%

◎　広島空港利用状況（国内線）

（単位:人）

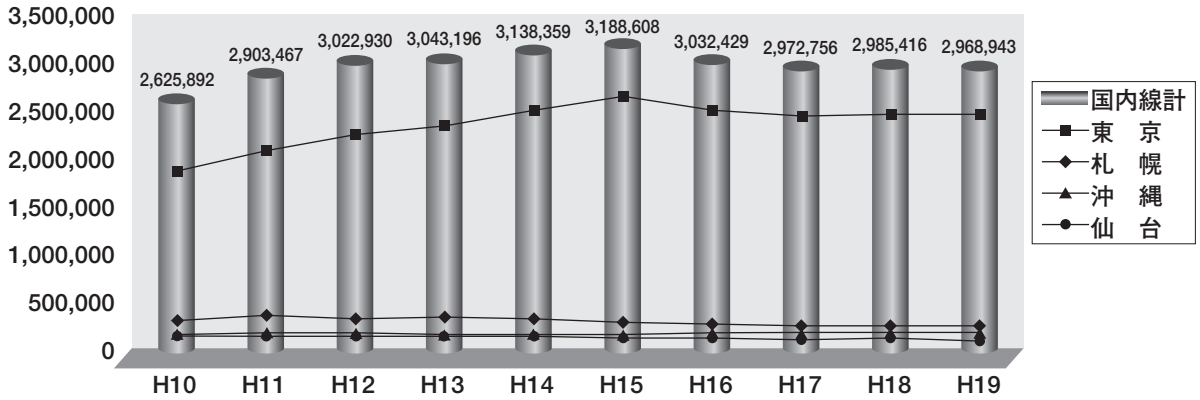

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
東　京	1,855,390	2,075,190	2,244,194	2,334,744	2,492,846	2,632,735	2,496,032	2,438,979	2,452,755	2,459,502
成　田						9,637	25,218	25,046	24,476	26,991
札　幌	287,471	341,725	313,161	335,341	311,513	273,694	249,783	239,015	244,263	235,831
女満別										
函　館	28,231	19,178	13,143	13,965	14,767					
青　森	29,525	14,691	10,500	12,207	11,635					
仙　台	127,063	133,743	136,636	128,370	126,501	116,929	103,586	100,462	103,514	72,672
松　本	3,736									
宮　崎	48,238	43,288	42,905	34,395	24,115					
鹿児島	83,728	86,084	76,691	16,954						
沖　縄	155,221	166,789	162,144	146,806	139,352	153,940	156,089	167,290	159,849	172,235
石　垣	7,289	22,779	23,556	20,414	17,630					
チャーター便等						1,673	1,721	1,964	559	1,712
国内線計	2,625,892	2,903,467	3,022,930	3,043,196	3,138,359	3,188,608	3,032,429	2,972,756	2,985,416	2,968,943

◎　広島空港利用状況（国際線）

（単位:人）

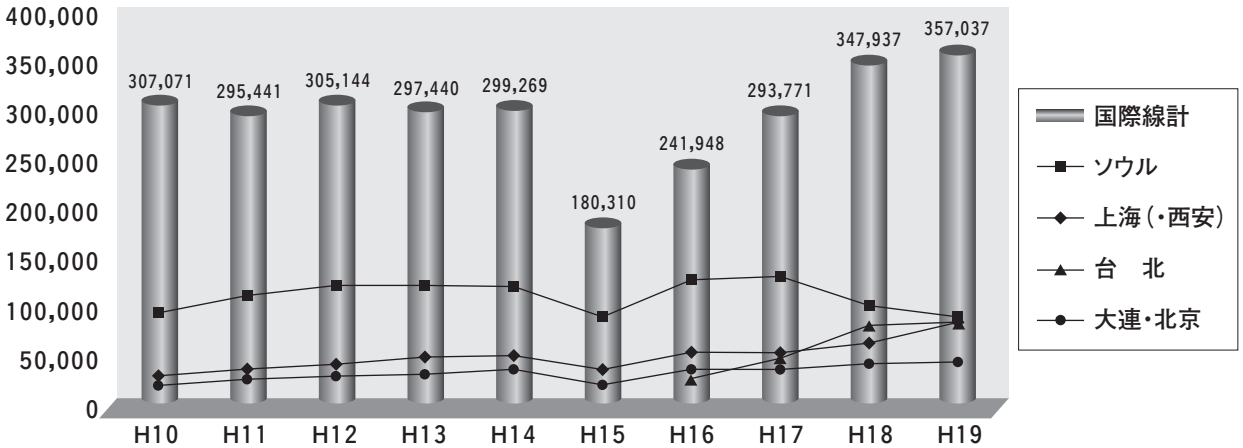

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
ソウル	88,322	105,702	116,339	115,407	114,104	84,370	121,126	125,235	93,987	84,025
大連・北京	14,612	19,716	23,893	24,288	30,547	14,978	29,594	29,599	36,145	37,714
大連(・ハルビン)						4,978	5,350	17,053	22,029	23,520
上海(・西安)	23,983	29,916	36,062	42,192	45,523	29,739	48,591	49,105	57,049	79,222
香　港	35,894	25,624	23,149	21,920	23,952	5,246				
台　北							21,406	41,475	74,351	77,812
バンコク								1,372	24,197	21,845
シンガポール	49,993	54,945	46,235	37,663	34,247	11,635				
グアム	38,485							19,710	28,702	23,253
ホノルル	25,586	42,939	40,205	34,416	31,708	17,385				
チャーター便	30,196	16,599	19,261	21,554	19,188	11,979	15,881	10,222	11,477	9,646
国際線計	307,071	295,441	305,144	297,440	299,269	180,310	241,948	293,771	347,937	357,037

◎ 日本の国際会議開催状況

（単位:件,人）

	14年	15年	16年	17年		18年			
				順位		順位		順位	参加者総数
東京（23区）	793	715	733	1	742	1	744	1	256,603
京　都　市	209	222	224	4	224	2	277	3	96,133
福　岡　市	150	160	178	5	180	3	274	4	88,887
大　阪　市	192	148	254	2	249	4	237	5	82,294
名古屋市	167	193	193	3	236	5	194	6	68,799
神　戸　市	205	168	172	6	177	6	183	8	41,645
横　浜　市	130	148	156	7	159	7	162	2	103,471
千里地区	119	62	130	8	127	8	146	13	21,774
札　幌　市	71	87	92	9	99	9	127	10	39,862
つくば地区	80	90	78	10	88	10	94	14	19,562
仙　台　市	53	45	54	12	54	11	64	9	40,968
千　葉　市	20	40	76	11	66	12	56	12	21,809
北九州市	43	34	27	16	24	13	36	11	25,072
淡　路　市	39	49	51	13	42	14	35	16	3,949
奈　良　市	22	27	33	15	35	15	32	15	7,433
広　島　市	**32**	**30**	**38**	**14**	**38**	**16**	**30**	**7**	**49,221**
そ　の　他	388	360	422		341		322		139,211
計	**2,713**	**2,578**	**2,911**		**2,881**		**3,013**		**1,106,693**

※　2か国以上から20名以上参加の国際会議
※　外国人参加者10名以上を含む20名以上の国内会議等
※　複数都市にまたがる場合は,各1件として計上

資料:JNTOコンベンション統計

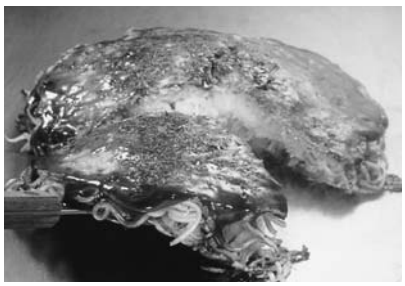
広島お好み焼

かき(焼きかき)

もみじまんじゅう

◎　広島県政モニターアンケート結果について

○　県政モニターの概要
・モニター総数　323人
・調査期間　平成19年6月8日(金)～24日(日)

○　回答者の内訳

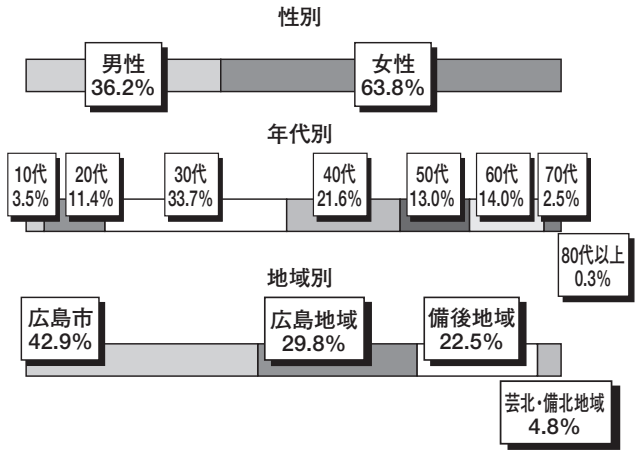

○　回答者数

回答方式	回答者数	回答率	備　　考
インターネット	164人中161人	98.2%	回答方式は,希望によりインターネット方式と郵送方式のいずれかを選定。
郵　　送	159人中154人	96.9%	
合　　計	323人中315人	97.5%	

◎集計方法
　それぞれの問題の回答者数に対する割合を示しています。

【複数回答ができない問題】
　小数点以下第2位で四捨五入しているので,100%にならない場合があります。

【複数回答ができる問題】
　1人に複数回答していただいたため,合計しても100%にならない場合があります。

問1

「広島県の観光」に対するイメージ(魅力的な点や他県に誇れるもの)は何ですか。2つ以内で選んでください。

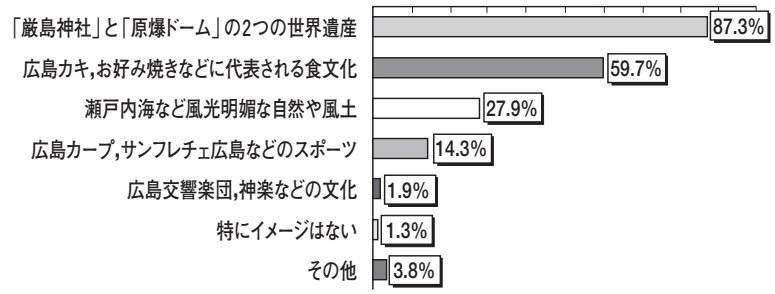

「広島県の観光」に対するイメージは,「厳島神社と原爆ドームの2つの世界遺産」が最も多く,次いで,「広島カキ,お好み焼きなどに代表される食文化」となっており,この二つが突出しています。

その他(抜粋)
・平和都市(世界で唯一の被爆都市であり,街全体にある被爆建造物等や平和記念式典を含むイメージ)
・大和ミュージアム・てつのくじら館・大和のロケセット
・広島県独自のふるさと文化や産業の生い立ち
・日本で一番元気に活動しているチンチン電車

問2

「広島県」に初めて来る人を連れて行きたい施設・観光地はありますか？

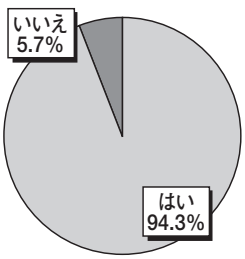

問2－1

問2で「はい」を選んだ方にお伺いします。「広島県」に初めて来る人を連れて行きたい施設・観光地を5つ以内で選んでください。

【上位20位】

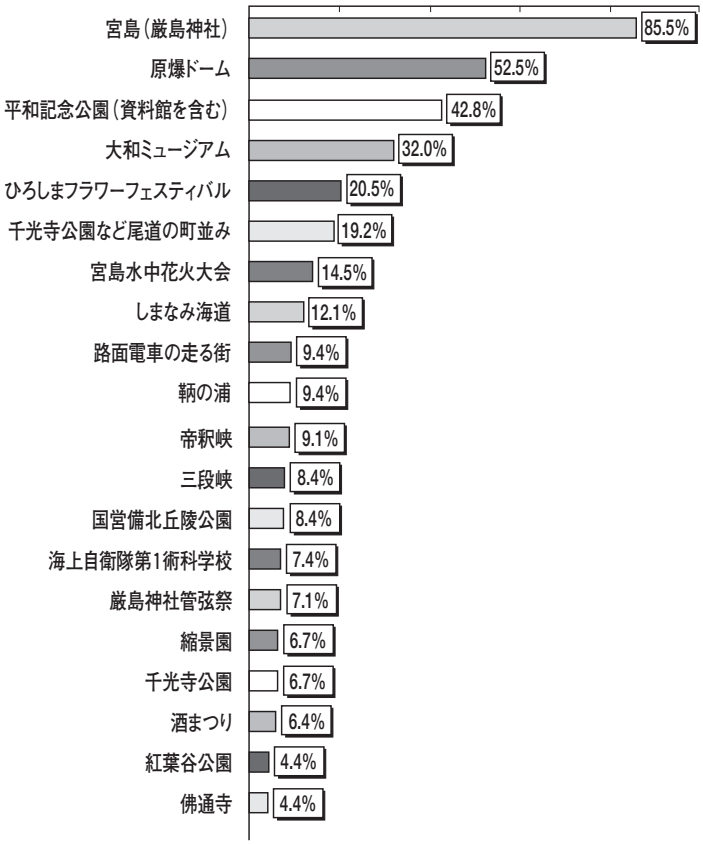

「広島県」に初めて来る人を連れて行きたい施設・観光地は,宮島(厳島神社),原爆ドーム,平和公園(資料館を含む)の順で多く,「広島県の観光」に対するイメージに沿った回答となっております。

その他(抜粋)
・広島風お好み焼き店・カープ観戦・基町クレド,ダイヤモンドシティ・ソレイユ(イオンモール広島府中ソレイユ)・海水浴場

問2－2

問2で「いいえ」を選んだ方にお伺いします。その理由は何ですか。1つだけ選んでください。

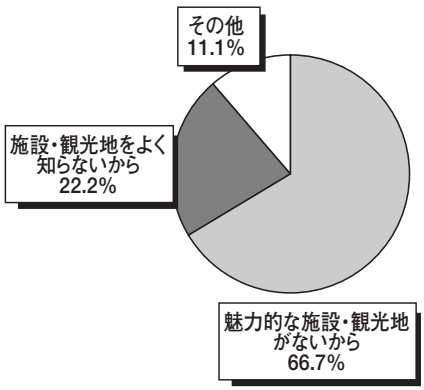

その他（抜粋）
・有名な施設はあるが,連れて行くには少し魅力が無い

問3

県内外からの観光客の誘致などの観光施策を推進するにあたって,何が重要だと思いますか。3つ以内で選んでください。

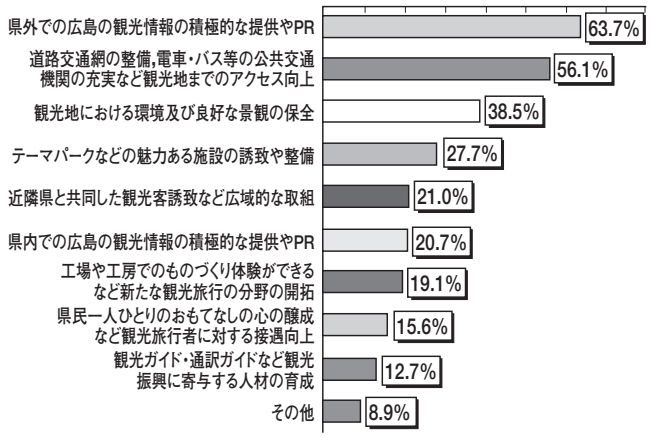

「県外での広島の観光情報の積極的な提供やPR」,「道路交通網の整備,電車・バス等の公共交通機関の充実など観光地までのアクセス向上」の順で回答が多く,いずれも50%を超えており,観光施策を推進するにあたって,引き続き課題となっています。

その他(抜粋)
・平和学習の拠点としての小中高の学校に向けての修学旅行等の呼びかけPR
・ホテル等宿泊施設の整備

問4

その他,広島県の観光振興について,自由に御意見をお聞かせください。

その他(抜粋)

・長期滞在旅行者向けの施設･観光地が少ない。

・県民一人ひとりがもてなしの心を持つこと。そして,自分の郷土の歴史等を改めて学習し,説明等ができること。それには退職者等比較的自由な時間が持てる世代を対象に行政主導による人材の育成と配置が全県的な規模で必要ではないか。

・無駄にテーマパークを作る必要は全くない。広島は,それだけでも,美しい場所があるので,その魅力を引き出す努力とアクセスの良さを充実させる。

・広島といえば,厳島神社,原爆ドームが代表のようにうたわれているが,千光寺公園,帝釈峡,三段峡,紅葉谷公園などの自然もまた,他県に劣らない名勝である。他県に向けて,これらの自然美を観光誘致に取り入れていくべきではないか。

・観光資源の新規開拓という策より,既存の資源でリピーターを増やす視点で検討してほしい。

・観光地の条件のひとつは,にぎわっていることだと考える。人の流通があり,物を買えたりすることは,自然と人を寄せ集める効果がある。広島の観光は,地元の人にとって,すこし廃れた印象があり,魅力が薄い。地元の人が魅力を感じ,行きたいと思える場所にすることも大切だと思う。そのためには,常設の施設などではなく,祭り,ライブ,各種市場など流動的なイベントを行うことは効果があると思う。

・旅行者にとって観光地や観光施設だけが魅力的でも満足とはいえないと思う。そこでしか食べられない食の提供や特産品,旅行者に対する親切であたたかい県民性,ゴミの不法投棄などさせない美しいまちづくりなどが,また広島へ行きたいと思わせるものと考える。
観光事業に関わる人達だけでなく,県民一人ひとりの取り組みが大切と考える。

・広島は,ものづくり産業が中心で,小さな会社でも世界に通用する企業が多くある。
そうした企業の見学や体験ツアーを,学校・地域(修学旅行・研修旅行)とタイアップし,産業に対する人づくりを目指した新たな企画の立ち上げが必要と思う。

・広島には他県に比べてこれだけは外せないといった魅力的な観光スポットが少ない。県外のお客様をおもてなしするのに,連れて行く場所はいつも同じところになってしまう。歴史的遺産だけではなく,若者にも魅力ある新たな観光スポットを期待する。

◎　ひろしま県民だよりを利用したアンケート調査結果について

質問事項　「広島県へ多くの観光客が来てもらうためには,何が必要だと思いますか？」

○調査時期:平成20年１月号に掲載
○調査対象:県内の世帯
○回 答 数:740通(集計結果は上位20位を記載，複数回答あり)

	回　答　内　容	回答人数
1	テレビ,雑誌,新聞,電車内広告などで積極的に広島の魅力をPRすること	115
2	交通の利便性の充実(交通機関の利便性向上,道路整備)	87
3	旅行者を迎える温かいおもてなしの心	41
4	観光地などでの魅力あるイベントの開催,PR	40
5	広島出身の有名人を起用したPR	36
6	お好み焼き,広島かき,もみじまんじゅうなど食べ物のPR	35
7	観光地の駐車スペースの確保	33
8	2つの世界遺産,宮島と原爆ドームのPR	31
9	全国各地でのイベント開催(広島物産展など),特産品の配布	26
10	宿泊施設の充実(温泉地など)	25
11	インターネットを利用したPR(県・市町のホームページ充実,ブログで取り上げてもらう,メールマガジンの発行など)	23
12	清掃をして,町を美化すること	21
13	観光地への案内表示の充実(駐車場案内,英語表示など)	20
14	広島県らしい特産品のPR(ええじゃん鍋のように新しく作り出すのも良い)	20
15	遊園地,テーマパークなどの遊べる施設	18
16	旅行会社,JR,航空会社との連携	16
17	体験型観光(瀬戸内海を見ながら宮島,原爆ドーム間を歩くイベント開催など)	15
18	瀬戸内海など自然のすばらしさのPR	14
19	観光客用パンフレットの充実(JRの駅などへの交通網などのパンフレット配置,外国語パンフレットの増刷など)	14
20	観光コース(年代別,海と陸のセットなどのコース設定)	11

◎　訪日視察団等を対象としたアンケート結果について

○　回答者数　　147人
○　対 象 者　　韓国校長団(修学旅行),台湾旅行エージェント

問1

「広島県の観光施設・観光地」で事前に知っていたところはありましたか？

はい　85.1%　　いいえ　14.9%

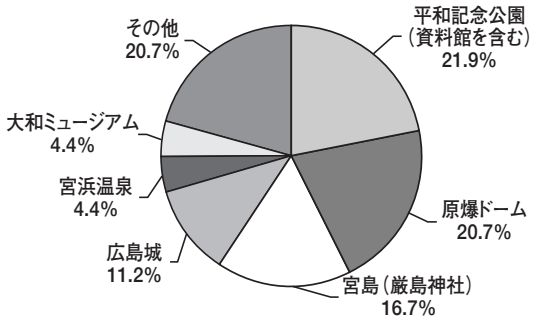

問1－1

問１で(いいえ)とお答えされた方にお聞きします。その理由は何ですか？

①　「広島県の観光施設・観光地」の情報がないから　　80.0%
②　興味のある施設・観光地がないから　　20.0%

問2

韓国・台湾からの修学旅行客を受け入れるにあたって,何かお気づきの点があれば教えてください。

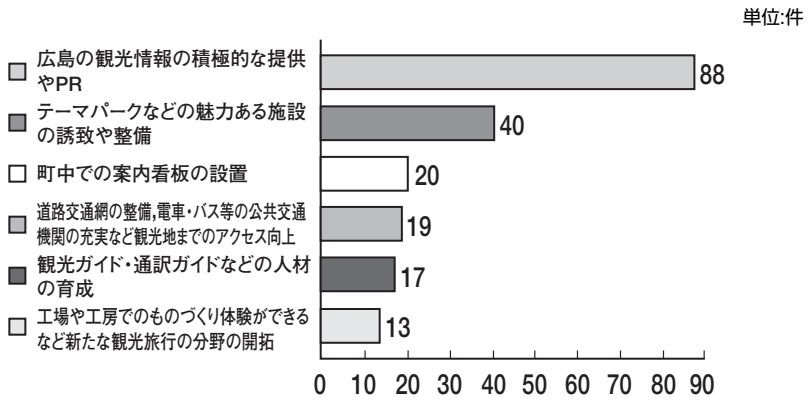

◎　案内標識等の多言語化･ピクトグラムの活用について

1　概要

観光立国の実現を図るため,外国人観光旅客が円滑に公共交通機関を利用できる環境整備の一環として,外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律(通称:外客誘致法)により,平成18年４月以降,公共交通事業者等は,国土交通大臣が定める基準に従って,その事業の用に供する旅客施設及び車両等について,外国語等による情報の提供を促進するための措置(情報提供促進装置)を講じる旨の努力義務が明示された。

さらに,国土交通機関が指定した区間については,外国語等による情報提供促進措置を実施する計画(情報提供促進実施計画)の作成･実施が義務付けられた。

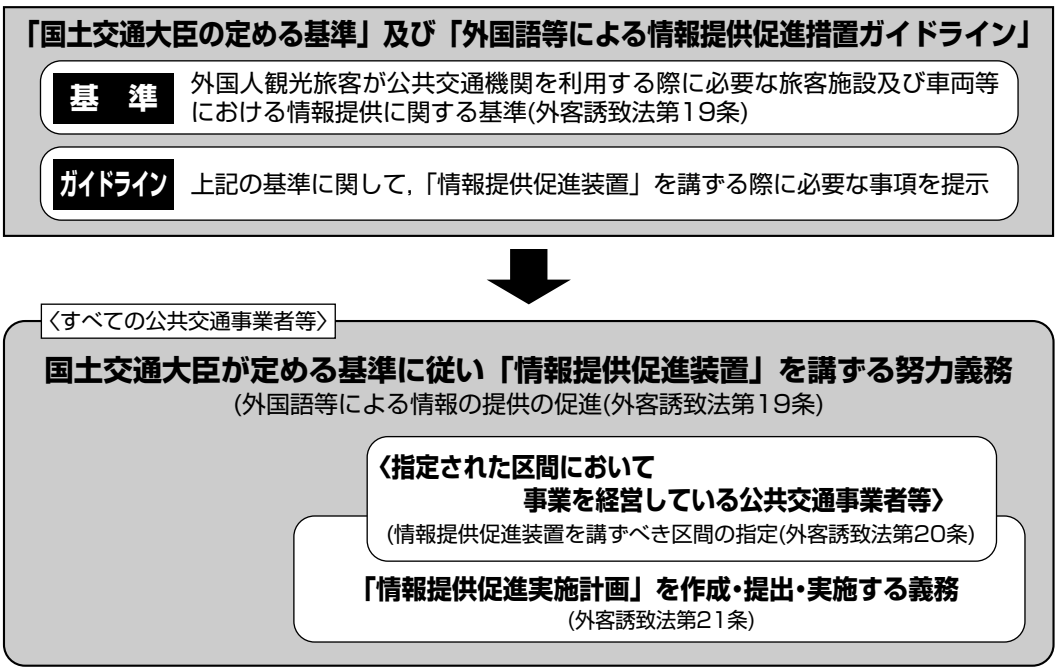

2　基本的考え方

外国人観光旅客に対する情報提供には,外国語やピクトグラムを活用する。

パンフレットやホームページ等の媒体では多くの外国語に対応したものを作成することが,ホスピタリティの観点からも望ましい。

また,案内標識により情報提供を行う場合には,ユニバーサルデザインの観点から,日本語に加え,代表的な国際言語である英語と,視覚により情報伝達が可能なピクトグラムの３種類を用いた情報提供を行なうことを基本とし,必要に応じて,多言語表記や音声案内等の活用も検討する。

3　ピクトグラムについて

ピクトグラムについては国際的に通用する情報伝達手段として積極的に活用すべきである。

ピクトグラムは標準案内用図記号検討委員会が策定した125種類の標準案内用図記号(交通エコロジー･モビリティ財団ホームページ参照http://www.ecomo.or.jp/symbols/page00index.html)を用いる。

それらに加えて,標準案内用図記号とは分類上異なるが,認知度の高い企業マークや路線シンボルも使用することができる。さらに,標準案内用図記号以外で広く使われているピクトグラムも使用することができる。

《参考資料》

・観光活性化標識ガイドライン
　平成17年6月　国土交通省
・公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン
　平成18年3月　国土交通省総合政策局観光地域振興課

◎　ユニバーサルデザインの考え方について

1　ユニバーサルデザインとは？

「ユニバーサルデザイン注1(UD)」とは,『年齢や性別,身体的能力,国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて,すべての人が利用しやすい,すべての人に配慮したまちづくりやものづくり,しくみづくりを行う。』という考え方です。

注1:ユニバーサル＝すべての,普遍的な　　デザイン＝計画,設計

2　ユニバーサルデザインとバリアフリー

バリアフリーという言葉は,『高齢者や障害者を取り巻く社会環境における物理的な障壁,制度的な障壁,文化･情報面の障壁,意志上の障壁などを取り除くこと。』として,使用されてきました。

最初は,既存設備の不都合な部分を後から整備し直したり,特別な設備などによって補うことに主眼を置いてきましたが,次第に初めからバリアフリーで対応するケースが増えてきています。

そこで,バリアフリーをさらに一歩進め,最初からすべての人に配慮したまちづくりやものづくり,しくみづくりを行うという視点を鮮明に打ち出したユニバーサルデザインの考え方が重視されるようになりました。

こうしたことから,ユニバーサルデザインとバリアフリーは相反するものではなく,バリアフリーの取組みはユニバーサルデザインに包含されるものと考えられています。

3　ユニバーサルデザインひろしま推進指針(平成14年 3 月)

広島県では,県政中期ビジョン「ひろしま夢未来宣言」(平成12年11月)に掲げた「安全で安心できる暮らし」を現実のものとするため,「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」を策定し,すべての人があらゆる場面で障壁を感じることなく,安全で安心して快適な生活を楽しむことができるユニバーサルデザイン社会の実現に取り組んでいます。

【実現に向けた推進方策について】(一部抜粋)

県民,事業者,市町の取り組み

ユニバーサルデザイン社会の実現には,県民,事業者･団体,行政それぞれが,目指す姿の実現に向けて,主体的･積極的な取り組みを行うことが大切です。

(1)　県民への期待

県民の皆さんには,ユニバーサルデザインの考え方に対する理解を深め,県や市町が行うユニバーサルデザインを推進する施策に進んで協力することが期待されます。

また,ユニバーサルデザインの実現には,ハード面の整備だけでなくソフト面の充実が求められることから,一人ひとりが思いやりの気持ちをはぐくみ,「まず自分が」できることから「やってみる」ことが何より大切です。

(2)　事業者への期待

事業者には,所有または管理する施設,開発･販売する製品,提供するサービス･情報などについて,だれもが安全かつ円滑に利用できるものとするよう努めることが期待されます。

【すべての事業者】

○公共的な施設を整備する場合には,可能な限りハートビル法,福祉のまちづくり条例等の整備基準に適合させるよう努めることが期待されます。

○出入口･仕事場の段差解消,設備･工具の使いやすさ向上や省力化,休憩室の設置等だれにとっても働きやすい作業環境の整備や作業方法の改善,疲労回復施設の確保などを進めることが期待されます。

【公共交通事業者】

○旅客施設や車両の整備,分かりやすい運行情報の提供,従業員に対する接客教育などに,積極的に取り組むことにより,利便性や旅客サービスの質の向上を図ることが期待されます。

○これらの取り組みを行う場合には,市町等と連携することにより,できる限り旅客施設の周辺との連続性に配慮するとともに,利用者が鉄道とバスなど複数の交通機関を乗り継ぐ際などにも,旅客施設の中で円滑に移動できるよう十分配慮することが重要です。

○電車やバスなどは,運行時間帯や相互の乗り継ぎなどにおいて,利用者が使いやすい運行体系とするよう努めましょう。

(3)　市町への期待

市町は,その区域内のユニバーサルデザインを推進する施策を主体的･積極的に実施することが期待されます。

ア　まちづくりへの取り組み

○まちづくりは,住民に一番身近な地方公共団体である市町に,リーダーシップを発揮することが求められる分野です。住民の参画を得て,ユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むことが期待されます。

○交通バリアフリー法に基づく基本構想を作成する場合には,移動円滑化を速やかにかつ効果的に実現するため,特定旅客施設を中心とした一定の地区を重点整備地区として定め,移動円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することを重視することが期待されます。

○必要に応じて,コミュニティ道路やトランジットモール(注2)など,歩行者優先の歩行空間の確保を図りながら,未整備街路を整備することが期待されます。

○必要に応じて,循環バス等の都市中心部内における短距離移動手段を確保することが期待されます。

注2:トランジットモール＝中心市街地の商店街などにおいて,自動車交通を排除した歩行者専用空間に路面電車やバスなどの公共交通機関のみを導入した街路

イ　サービス･情報の提供

○市町には,各種申請･届け出窓口など直接住民と接する機会が数多くあります。常にユニバーサルデザインの考え方を念頭において,住民の利用しやすさに配慮することが望まれます。

○行政情報の提供には,可能な限り複数の手段を用意することが望まれます。

ウ　考え方の浸透

○ユニバーサルデザインの考え方の浸透は,まだこれからです。具体的な事例を繰り返し紹介するなど積極的に,普及を図ることが望まれます。

○広報紙やホームページなど様々な広報媒体を活用することが望まれます。

○小学校や中学校など学校教育に,ユニバーサルデザインに関する学習機会を設けることが望まれます。

◎　東京アンテナショップ「広島ゆめてらす」の利用状況について

1　施設の概要

(1) 目　的　　東京アンテナショップ「広島ゆめてらす」における,物産販売,観光相談及びイベント開催などを通じて,広島情報の発信を進めるとともに,県内産品の販路拡大を図る。

(2) 設　置　　平成10年3月　(※ 平成17年5月リニューアル:物販エリアを拡充)

(3) 場　所　　東京都渋谷区代々木二丁目2ー1　新宿サザンテラス1･2階

(4) 施　設　　計286.71㎡

1　階 (190.70㎡)	2　階 (96.01㎡)
レストラン(60席) 広島県産品ショップ イベントコーナー	広島県産品ショップ 情報コーナー

2　利用の状況

【「広島ゆめてらす」来館者数】

(単位:千人,%)

年　度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	1日当り
来館者数	**414千人**	**376千人**	**371千人**	**339千人**	**333千人**	**344千人**	**347千人**	**476千人**	**594千人**	**1,627人**
前年比	ー	90.8	98.6	91.5	98.1	103.5	100.7	137.3	124.8	

【物販の状況】

(単位:人,千円,%)

年　度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	1日当り
購入者数	**28,051**	**23,930**	**36,077**	**42,854**	**45,385**	**50,236**	**68,843**	**110,103**	**154,398**	**423人**
前年比	ー	85.3	150.8	118.8	105.9	110.7	137.0	159.9	140.2	
売上額	**30,215**	**25,303**	**37,885**	**44,601**	**46,183**	**49,251**	**71,282**	**105,347**	**142,409**	**390千円**
前年比	ー	83.7	149.7	117.7	103.5	106.6	144.7	147.8	135.2	

【飲食の状況】

(単位:人,千円,%)

年　度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	1日当り
飲食者数	**60,510**	**72,200**	**70,331**	**70,205**	**69,053**	**75,070**	**75,807**	**84,103**	**88,191**	**244人**
前年比	ー	119.3	97.4	99.8	98.4	108.7	101.0	110.9	104.9	
売上額	**99,913**	**114,770**	**116,071**	**117,819**	**113,041**	**118,931**	**123,483**	**134,302**	**138,302**	**383千円**
前年比	ー	114.9	101.1	101.5	95.9	105.2	103.8	108.8	103.0	

参　考

【物販売上年間ベスト10品目】　(平成19年度)

順位	品　　名	単価(円)	金額(円)
1	ふるさとレモン	189	8,568,504
2	やわらかいいか天	399	2,956,191
3	特上しそ昆布	1,150	2,645,950
4	かき醤油のり	210	2,067,030
5	因島はっさくゼリー	145	1,999,405
6	広島かきめしの素	840	1,906,800
7	生姜でPO	380	1,836,160
8	辛辛つけ麺広島風	420	1,732,500
9	焼きえび	367	1,644,894
10	カープかつ	630	1,296,540

【飲食の人気メニュー】

区分	品　　名	単価(円)
昼	お好み焼ランチ	1,000
	穴子の柳川丼	900
	じゃこ飯	850
	カキフライランチ	1,000
夜	小イワシの天婦羅	700
	穴子の白焼き	1,100
	でべらかれい	700
	カキフライ	780
	その他 多数	

◎　広域的な観光振興組織について

1　瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会

○　**目　　的**

国際観光事業の推進に当たっては,広域連携が重要であることから,広島県,山口県及び愛媛県の3県にまたがる広域連携事業を効果的に実施するため,「瀬戸内国際観光テーマ地区推進協議会」を設置して,瀬戸内への外国人観光客の誘致を促進している。

※　国際観光テーマ地区は,全国に15地区が設置されている。

○　**組織概要**

(設　　立)　平成10年7月30日
(会　　長)　広島県商工労働局長
(構 成 員)　15団体
広島県,広島市,尾道市,福山市,廿日市市
山口県,山口市,岩国市
愛媛県,松山市,今治市
(社)広島県観光連盟,(社)山口県観光連盟,(社)愛媛県観光連盟
日本旅行業協会中四国支部
(事 務 局)　広島県(観光課)
(対象地域)　広島,山口,愛媛の3県
(事業目的)　国際観光地「瀬戸内」のブランド形成,旅行商品の開発促進等
(主要事業)　①海外PR　・国際観光振興機構(JNTO)ホームページ掲載
・マスコミ･旅行エージェント受入(10回程度)
・国際観光展出展事業(中国〔上海〕)
②商品化支援　・団体旅行支援事業(旅行主催者への一部助成)

2　中国地域観光推進協議会

○　**目　　的**

中国地域の新しいイメージを創造し,日本海地域･中国山地地域･瀬戸内海地域の相互の連携,さらには四国等との連携を通じて国内外との交流を促進し,中国地域が一体となって観光の観点から,地域振興と交流人口の増大を図る。

○　**組織概要**

(設　　立)　平成12年5月10日
(会　　長)　日本観光協会中国支部長(広島県観光連盟会長)
(構 成 員)　53会員
各県,各県観光連盟,各県商工会議所(商工会)連合会
及び観光関係団体･企業
(事 務 局)　(社)日本観光協会中国支部
(主要事業)　①中国地域の新しいイメージの創造とその普及促進
②中国地域の観光振興方策に関する調査研究
③テーマ性･ストーリー性のある広域観光ルートの創造
④国内外へのPR活動および共同キャンペーン･連携イベント等の実施

3　DISCOVER WEST（ディスカバーウエスト）連携協議会

○　目　　的

中国五県における魅力ある観光地づくりと中国五県への国内旅行者の誘客促進を図る。

○　組織概要

(設　　立)　平成18年5月29日
(構 成 員)　中国五県及びJR西日本
(事 務 局)　西日本旅客鉄道(株)営業本部観光開発室
(主要事業)　①中国五県における広域の観光開発
②中国五県を広域で観光する際の利便性を高める事業
③中国五県が協力して実施する旅行会社に対する働きかけ
④首都圏,中京圏,関西圏,北部九州圏を中心とする大都市圏における共同宣伝,共同の情報発信　等

4　社団法人　広島県観光連盟

○　目　　的

広島県内及びその周辺市町村における観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り,併せて国民の健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し,もって国民生活,文化及び経済の向上発展に寄与するとともに,国際親善交流に貢献することを目的とする。

○　組織概要

(設　　立)　平成4年4月1日(任意団体として発足：昭和25年4月)
(代 表 者)　会長　仁田一也(瀬戸内海汽船株式会社　代表取締役会長)
(構 成 員)　岩国市,今治市,広島県,県内市町など336会員
(平成20年2月末現在)
(所 在 地)　広島市中区八丁堀11-18　坪井ビル5階
(主要事業)　①観光需要の創出　県内主要イベントへの出展等
②宣伝活動の展開　観光パンフレットの発行,観光ポスターの作成等
③誘客活動の展開　観光アドバイザーの派遣,観光アシスタント活動等
④商品開発の促進　観光説明会･商談会の開催,商品造成支援等

5　財団法人　広島観光コンベンションビューロー

○　目　　的

国内外からの会議,大会,見本市などのコンベンションを誘致･開催支援するとともに,観光客の誘致や観光資源の整備･開発等を行うことにより,広島県におけるコンベンションや広島市とその周辺地域における観光の振興を図り,地域経済の活性化や国際相互理解の増進,文化の向上に資することを目的とする。

○　組織概要

(設立認可)　平成7年12月1日　国土交通省(中国運輸局)
(理 事 長)　大田　哲哉(広島商工会議所会頭)
(基本財産)　9億7,780万円
(構 成 員)　広島県,広島市,呉市,廿日市市,東広島市など439賛助会員
(平成20年2月末現在)
(所 在 地)　広島市中区中島町1番5号　広島国際会議場3階
(主要事業)　①コンベンションの誘致及び支援
②コンベンションシティ広島,県内コンベンション施設等の広報及び宣伝
③観光資源の整備･開発及び観光関係行事の実施
④広島市観光施設の受託運営及び附帯事業の運営　等

◎　観光立国推進基本法の概要

平成18年12月13日に「観光基本法」が43年ぶりに全部改正され,新たに「観光立国推進基本法」が平成19年1月1日より施行されました(平成18年法律第117号)。同法では,前文,目的のほか,関係者の責務等が規定されるとともに,「観光立国推進基本計画」の策定等が規定されています。
なお,「観光立国推進基本計画」は平成19年6月に閣議決定されました。

観光立国推進基本法の概要

前文
観光の意義、21世紀における観光立国の実現の重要性及び国家戦略としての観光立国の位置付けを規定

目的
観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを規定

関係者の責務等
国の責務規定のほか、地方公共団体の責務として広域的な連携協力等を規定するとともに、住民の魅力ある観光地の形成への積極的な役割及び観光事業者の主体的な取組みについても規定

「観光立国推進基本計画」の策定
① 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
② 観光立国の実現に関する目標
③ 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
④ その他、必要な事項
を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画の策定を規定

観光立国の実現のための新たな国の取組みに関する規定の整備

新たな国の取組みについて規定

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- ●国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- ●観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- ●観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
- ●観光産業の国際競争力の強化
- ●観光の振興に寄与する人材の育成

国際観光の振興
- ●外国人観光旅客の来訪の促進
- ●国際相互交流の促進

観光旅行の促進のための環境の整備
- ●観光旅行の容易化及び円滑化
- ●観光旅行者に対する接遇の向上
- ●観光旅行者の利便の増進
- ●観光旅行の安全の確保
- ●新たな観光旅行の分野の開拓
- ●観光地の環境及び良好な景観の保全
- ●観光に関する統計の整備

観光立国の実現
－住んでよし、訪れてよしの国づくり－

施行：平成19年1月1日

観光立国推進基本計画の概要

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成
- ●収益事業との一体的な展開などによる持続可能な観光まちづくりの推進主体の立ち上げの支援。
- ●テーマ型広域観光モデルルートの開発や広域連携による広報活動等の促進。
- ●地域の取組を企画・演出し合意形成を図る人材の発掘と活用の推進。
- ●景観行政団体による景観計画の策定等の促進、道路の無電柱化の推進。

観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成
- ●着地型旅行商品の創出・流通のための取組の支援。
- ●「泊食分離」等の新たなビジネスモデルの構築促進。
- ●新たな旅行者ニーズに対応した設備投資の資金の確保等。
- ●観光関係高等教育機関における教育の充実の奨励。

観光立国の推進

基本的な目標
- ● 訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指す。
【平成18年：733万人】
- ● 我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに５割以上増やすことを目標とし、アジアにおける最大の開催国を目指す。
【平成17年：168件】
- ● 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までにもう１泊増やし、年間４泊にすることを目標とする。
【平成18年度：2.77泊】
- ● 日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にすることを目標とし、国際相互交流を拡大させる。
【平成18年：1,753万人】
- ● 旅行を促す環境整備や観光産業の生産性向上による多様なサービスの提供を通じた新たな需要の創出等を通じ、国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にすることを目標とする。
【平成17年度：24.4兆円】

国際観光の振興
- ●新たなマーケット戦略の策定（リピーター対策や個人旅行者対策の強化等）。
- ●新たに開始される外国人向けの映像国際放送の活用。
- ●全空港での最長審査待ち時間を20分以下とすべく出入国手続の迅速化・円滑化。
- ●ミッションの派遣による戦略的なディスティネーションの開発、地方空港発の国際チャーター便の活性化。

観光旅行の促進のための環境の整備
- ●好事例の紹介等による有給休暇の取得の促進。
- ●「秋休み」の普及など学校休業の多様化と柔軟化の促進。
- ●共通ICカードシステムの広域的な導入等の促進。

資料:国土交通省

ひろしま観光立県推進基本条例

平成18年12月26日
条例第73号

目次

前文
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本的施策
　第一節　ひろしま観光立県推進基本計画等（第七条・第八条）
　第二節　魅力ある観光地の形成（第九条―第十一条）
　第三節　観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成（第十二条・第十三条）
　第四節　国際観光の振興（第十四条・第十五条）
　第五節　観光旅行の促進のための環境の整備（第十六条―第二十二条）
第三章　広島県観光立県推進会議（第二十三条―第二十七条）
附則

観光は、訪れる人々と地域の人々の相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大とサービス業、農林水産業、製造業など幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与するとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて県民生活の安定向上に貢献するものである。

また、少子高齢社会の到来の中で、観光は、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、本県の文化、歴史等に関する理解を深めるものとして、将来の定住につながる交流人口の拡大に重要な役割を担っていくものである。

本県においては、厳島神社と原爆ドームの二つの世界遺産をはじめとする地域の特色ある歴史や文化、伝統等がはぐくまれ、瀬戸内海という国際級の観光資源や中国山地など豊かな自然と、四季の変化に富んだ気候に恵まれるなど、多彩な観光資源が集積している。

しかし、観光立県の実現に向けた基盤の整備及び環境の形成は、いまだ不十分な状態であり、本県を来訪する国内外の観光旅行者等の状況は、世界に通用するヒロシマの知名度にふさわしいものとは言えず、また、ゆとりや安らぎを求める志向など観光旅行に対する需要の高度化、少人数による観光旅行の増加など近年の観光をめぐる様々な状況変化への的確な対応も求められている。

これらに適切に対処し、観光立県を実現するためには、観光をリーディング産業として更に発展させ、国内外の誘客競争に打ち勝つことのできる「魅力ある観光地」を形成していくことが不可欠であり、このためには、広く県民が観光立県に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての認識をはぐくむことが重要である。

ここに、県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等が協働して、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、観光立県を実現するための基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者（主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。以下同じ。）及び観光関係団体（観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり、本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　観光立県の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、県内外からの観光旅行を促進することが、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある県民生活の実現のため重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

2　観光立県の実現に関する施策は、県内外の観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上が図られるよう講じられなければならない。

3　観光立県の実現に関する施策は、本県が被爆県として世界の恒久平和のために果たすべき役割にかんがみ、国際平和及び国際相互理解の増進の観点に立って講じられなければならない。

4　観光立県の実現に関する施策を講じるに当たっては、観光が、県及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

（県の責務）

第三条　県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2　県は、市町が当該地域の特性を生かした観光立県の実現に関する施策を講じるに当たって必要な助言及び調整を行うとともに、市町が参画し、及び実施する広域的な観光振興施策に関して総合調整を行うことにより、市町相互の連携を図るものとする。

3　県は、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が、相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう総合調整を行うものとする。

（県民の役割）

第四条　県民は、観光立県の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2　県民は、観光旅行者を温かく迎え、地域における観光の振興に関する取組に参画するよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

第五条　観光事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2　観光事業者は、県及び市町が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光関係団体の役割）

第六条　観光関係団体は、基本理念にのっとり、業界及び業種の枠を超えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、おもてなしの向上など受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。

2　観光関係団体は、県及び市町が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章　基本的施策

第一節　ひろしま観光立県推進基本計画等

（ひろしま観光立県推進基本計画）

第七条　知事は、観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ひろしま観光立県推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　観光立県の実現に関する施策についての基本的な方針

二　観光立県の実現に関する目標

三　観光立県の実現に関し、県が総合的かつ計画的に講じるべき施策

四　前三号に掲げるもののほか、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第二十三条に定める広島県観光立県推進会議の審議を経るものとする。
4　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
5　前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第八条　県は、観光立県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第二節　魅力ある観光地の形成

（国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成）

第九条　県は、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、市町、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設（以下「旅行関連施設」という。）及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

（観光資源の活用による魅力ある観光地の形成）

第十条　県は、自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。

（観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備）

第十一条　県は、観光旅行者の国際競争力及び国内競争力の高い観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、空港、港湾、鉄道、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

第三節　観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

（観光産業の競争力の強化）

第十二条　県は、県内観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、工場、産業体験施設等を活用した産業観光など地域の産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

（観光の振興に寄与する人材の育成）

第十三条　県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。

第四節　国際観光の振興

（外国人観光旅客の来訪の促進）

第十四条　県は、外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本県の伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、県内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議等の誘致の促進、通訳案内のサービスの向上その他外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。

（国際相互交流の促進）

第十五条　県は、本県と外国との間における経済交流、青少年による国際交流等を通じて、国際観光の振興を図るために必要な施策を講じるものとする。

第五節　観光旅行の促進のための環境の整備

（観光旅行者の本県への来訪の促進）

第十六条　県は、観光旅行者の本県への来訪の促進を図るため、県内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、県内外における広域的に連携した観光の振興に関する取組など必要な施策を講じるものとする。

（観光旅行者に対する接遇の向上）

第十七条　県は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、本県の優れた伝統芸能、食文化、映像文化その他の文化芸術、産業等の紹介の強化、地域の特

色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

（観光旅行者の利便の増進）

第十八条　県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講じるものとする。

2　県は、情報通信の技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要な施策を講じるものとする。

（観光旅行の安全の確保）

第十九条　県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

（新たな観光旅行の分野の開拓）

第二十条　県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、食文化への理解を深めるための観光旅行、将来の定住につながる滞在型観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講じるものとする。

（観光地における環境及び良好な景観の保全）

第二十一条　県は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要な施策を講じるものとする。

（広報等）

第二十二条　県は、県民の観光立県に対する意識の高揚、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取組への参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

第三章　広島県観光立県推進会議

（広島県観光立県推進会議）

第二十三条　県は、基本計画について審議し、及びその実施を推進するため、広島県観光立県推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（組織等）

第二十四条　推進会議は、会長及び委員三十人以内をもって組織する。

2　会長は、知事をもって充てる。

3　委員は、県議会の議員、市町の長、観光事業者、観光関係団体の長、観光に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

4　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

（会長）

第二十五条　会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第二十六条　推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2　推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第二十七条　この章に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この条例は、平成十九年一月一日から施行する。

◎　広島県観光立県推進会議

1　推進会議委員構成

平成19年6月22日設置

区　　分	所　　属	役　職	氏　　名	備　　考
会　　長	広島県	知　事	藤田　雄山	
県議会議員 (2名)	広島県議会	議　員	石橋　良三	
	広島県議会	議　員	井原　　修	
市町の長 (2名)	廿日市市	市　長	眞野　勝弘 (山下　三郎)	
	世羅町	町　長	山口　寛昭	
観光事業者 (3名)	西日本旅客鉄道㈱広島支社	支社長	松田　好史	○交通(鉄道)
	西日本高速道路株式会社中国支社	支社長	有水　恭一	○交通(道路)
	全日本空輸㈱広島支店	支店長	永山　丈久	○交通(航空)
観光関係団体の長 (11名)	(社)広島県観光連盟	会　長	仁田　一也	○観光
	(財)広島観光コンベンションビューロー	理事長	大田　哲哉 (宇田　　誠)	○観光 コンベンション誘致
	広島県商工会議所連合会	会　頭	大田　哲哉 (宇田　　誠)	○産業振興
	広島県商工会連合会	会　長	加島　英俊	○産業振興
	広島経済同友会	代表幹事	山本　一隆	○地域活性化提言など
	(社)広島県バス協会	会　長	大田　哲哉	○交通(バス)
	広島県旅客船協会	会　長	仁田　一郎	○交通(船舶)
	(社)日本旅行業協会中四国支部	支部長	秦　　一男	○旅行業
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長	木村　龍史	○宿泊施設
	(社)日本ホテル協会中国･四国支部	支部長	播本　克昭 (川越　　一)	○宿泊施設
	広島県飲食業生活衛生同業組合	理事長	倉本　和義	○飲食
学識経験者 (2名)	広島大学大学院	教　授	戸田　常一	《会長代理》
	比治山大学	准教授	山田　知子	
関係行政機関 (4名)	中国運輸局	局　長	石津　　緒	○観光施策
	中国経済産業局	産業部長	岩切　俊一	○産業振興
	中国地方整備局	企画部長	山中　義之	○交通基盤整備
	広島県商工労働部	部　長	光本　和臣	○観光所管部
その他知事が必要と認める者 (4名)	広島商工会議所支店長会	会　長	新谷　　誠 (吉本　卓雄)	○域外からの視点
	ひろしま通訳･ガイド協会(HIGA)	常務理事	古谷　章子	○おもてなし
	広島県観光ボランティアガイド協議会	幹　事	徳永　京子	○おもてなし
	(社)日本青年会議所中国地区広島ブロック協議会	会　長	眞田奈津基 (桑木　達也)	○まちづくり
計		29人 (会長含む)		

注:(　　)内は,人事異動に伴う前任者

2　審議経過

①　平成19(2007)年　7月10日(火)　広島県観光の現状について
　　ひろしま観光立県推進基本計画の考え方(案)について
②　平成19(2007)年11月　6日(火)　ひろしま観光立県推進基本計画(案)の中間とりまとめについて
③　平成20(2008)年　2月　7日(木)　ひろしま観光立県推進基本計画(案)について